Japan Bodybuilding & Ditness Dederation



公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟

2017年3月



1.	定	款	1	\sim	6
2 .	細	則	7	\sim	8
3.	運用	見規程			
	1	会員規程	9	\sim	10
	2	専門委員会規程	11	\sim	13
	3	賛助会員規程	14		
	4	公認品•推奨品認定規程	15	\sim	16
	5	加盟クラブ認定規程	17	\sim	18
	6	加盟同好会認定規程	19		
	7	公認審査員認定規程	20	\sim	22
	8	公認指導員認定規程	23	\sim	24
	9	国内旅費規程	25		
	10	報奨金規程	26		
	11	個人情報保護規程	27		
	12	特定個人情報取扱規程	28	\sim	31
	13	危機管理規程	32	\sim	34
	14	賞罰規程	35		
	15	倫理規程	36	\sim	37
	16	寄附金等取扱規程	38	\sim	39
	17	事務所掌規程	40		
	18	監事監査規程	41	\sim	42
	19	職員退職一時金支給規程	43		
	20	役員報酬等に関する規程	44	\sim	45
	21	給与規程	46	\sim	48
	22	諸費用規程	49	\sim	50
	23	諸謝金規程	51		
	24	地方連盟規約	52	\sim	54
	25	地区市町村連盟規約	55	\sim	57
	26	日本社会人ボディビル・フィットネス連盟規約	58	\sim	61

公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟

〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-9-11 大黒ビル2F

TEL. 03-5820-4321 FAX. 03-5820-4322 e-mail: info@jbbf.jp http://www.jbbf.jp

1. 定 款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟と称し、英語名を Japan Bodybuilding & Fitness Federation (略称をJBBF)という。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 この法人は、我が国におけるボディビル・フィットネス界の全国統括団体としてボディビル・フィットネスの 普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与し、又豊かな人間性を涵養し、活力ある社会の発展、 並びに世界の文化の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボディビル・フィットネスの普及及び指導並びに振興
- (2) ボディビル・フィットネス競技会の開催及び派遣
- (3) ボディビル・フィットネスに係る指導、審査に関する養成及び認定と登録
- (4) ボディビル・フィットネス施設の認定及び登録
- (5) ボディビル・フィットネスに係るトレーニング用機器、用品及び食品等の研究並びに認定
- (6) ドーピング検査並びにアンチドーピングの広報及び啓蒙、並びに指導と実践
- (7) ボディビル・フィットネスの国際組織への加盟及び役員の派遣
- (8) ボディビル国際選手権の開催並びに国際選手権への代表選手、審査員役員の選考及び派遣
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2. 前項の事業は、国内及び海外においておこなうものとする。

第3章 会 員

【法人の構成員】

第5条 この法人は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 ① 都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者
 - ② 全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者
 - ③ この法人の目的に賛同する学識経験者
- (2) 賛助会員 この法人の活動に協賛する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者
- 2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

【会員の資格の取得】

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

【経費の負担】

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める金額を支払う義務を負う。

【任意退会】

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除 名】

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名すること ができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【正会員資格の喪失】

- 第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 第5条1項1号①から②よって選任された正会員が所属する法人・団体がその地位を失ったとき、又は法人・団体が解散したとき。
 - (3) 第5条1項1号③よって選任された正会員が、理事を解任または除名されたとき。
 - (4) 当該正会員が死亡したとき。

第4章 社員総会

【構成】

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

【権 限】

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 正会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期の借入
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

定時社員総会として、毎年6月に開催するほか、臨時社員総会として毎年3月及び必要がある場合に開催する。

【招集】

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3. 社員総会を招集するときは、開催日の一週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。

【議長】

第15条 社員総会の議長は、会長又は会長の指名する者がこれに当たる。

【議決権】

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【決 議】

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権 の過半数をもって行う。

- 2. 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。 各候補者の合計が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数 の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【代理人】

第18条 正会員が、代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人は、この法人の議決権を有する正会員でなければならない。

【議事録】

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び総会で選任された出席正会員(議事録署名人という)2名は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役 員

【役員の設置】

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2. 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、及び2名以内を常務理事とする。
- 3. 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

【役員の選任】

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3. 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

【理事の職務及び権限】

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担する。
- 3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

【役員の任期】

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総 会の終結の時までとする。

- 2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員の解任】

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【役員の報酬等】

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定めた基準に従い報酬等として支給することができる。

【名誉会長、顧問及び相談役】

第27条 この法人は、名誉会長、顧問、相談役及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、重要事項について会長又は社員総会の諮問に応じて意見を述べることができる。

4. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は無報酬とする。但し、著しい功績があったときは、理事会の決定により、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

【構成】

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権 限】

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事、副会長の選定及び解職

【招集】

第30条 理事会は、毎事業年度3回以上、会長が招集する。

- 2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各業務執行理事が理事会を招集する。
- 3. 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

【決 議】

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

【議事録】

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

【運営委員会及び専門委員会】

第33条 この法人は運営委員会、専門委員会を置く。

- 2. 前項の運営委員会は、会長、副会長、業務執行理事、会長が選任した者で構成する。
- 3. 第1項の専門委員会の委員は、理事会で選任する。
- 4. 運営委員会及び専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第7章 資産及び会計

【基本財産】

第34条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

【事業年度】

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を 経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

【事業報告及び決算】

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査 を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその 内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 捐益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2. 第1項の規程により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3. 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

【公益目的取得財産残額の算定】

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

【会計原則】

第39条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う ものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

【定款の変更】

第40条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

【解散】

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取り消し等に伴う贈与】

第42条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

【事務局】

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 事務局長及び重要な使用人については、理事会の承認を得て会長が任免する。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. この法人の最初の代表理事は、玉利齊とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第34条関係)

別 表	財産種別	場 所 ・ 物量等
		興産信用金庫 定期預金 5,000,000円

2. 細 則

【地方連盟】

第1条 地方連盟とは、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)に加盟する下部組織として各都道府県を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力を行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

【社会人連盟】

第2条 社会人連盟とは、本連盟に加盟する下部組織として全国にある社会人クラブ及び選手を統括する。

2. 社会人選手権大会は、社会人連盟に加盟する社会人クラブのメンバーでなければ参加することはできない。

【地区市町村連盟】

第3条 地区市町村連盟とは、本連盟及び地方連盟の下部組織として、地区市町村を代表し、本連盟の目的及び事業に全面的な協力を行い、加盟するクラブ及び選手を統括する。

【学生連盟】

第4条 学生連盟とは、本連盟に加盟する下部組織として全国にある学生クラブ及び選手を統括する。

2. 学生選手権大会は、学生連盟に加盟する学生クラブのメンバーでなければ参加することはできない。

【ブロック】

第5条 ブロックは、北海道・東北、関東、東京、北陸甲信越、東海、関西、中国・四国、九州・沖縄、の8ブロックとする。

- 2. ブロックは、地域におけるボディビルの発展のためブロック内にある地方連盟代表正会員の合意に基づきブロック連盟を置くことができる。
- 3. ブロック連盟は、本連盟の定款と規程を遵守し、本連盟の目的及び事業に積極的な協力を行う。

【執行部会】

第6条 本連盟の執行部は、会長・副会長・専務理事・常務理事により構成し、執行部会を組織して本連盟の日常の運営を行う。

【運営会議】

第7条 本連盟の運営会議は、執行部及びそのつど必要に応じて招集した本連盟役員により構成し、本連盟の 日常の運営について審議する。

【ボディビルクラブ】

第8条 ボディビルクラブとは、一般の人が会費を払ってボディビルのトレーニングを行うクラブのことをいう。

【同好会】

第9条 同好会とは、近隣に本連盟加盟ボディビルクラブがなく、ボディビルのトレーニングを行う仲間が会費を出し合い、営利を目的としないで小規模に運営され、一般に会員を募集しない会をいう。

2. 同好会の名称は、○○ボディビル同好会とする。

【社会人クラブ】

第10条 社会人クラブとは、職場内にトレーニング施設を有するクラブまたはトレーニング施設を有しないが日本 連盟登録選手を有するクラブのことをいい、所属するメンバーはその職員でなければならない。 但し、ボ ディビルクラブ及び類似するスポーツ施設であってはならない。

2. 社会人クラブの名称は、○○会社ボディビルクラブ、○○市役所ボディビルクラブ等とする。

【学生クラブ】

第11条 学生クラブとは、学校別(大学・高校)に組織され、その学校の施設を利用してトレーニングするクラブのことをいい、所属するメンバーはその生徒でなければならない。

【クラブ・同好会の加盟】

第12条 地方連盟に加盟したクラブ・同好会は、加盟後すみやかに所定の手続きを行い、本連盟の理事会の承認を得て、本連盟に加盟しなければならない。

【選手・指導員・審査員・クラブ・同好会・社会人クラブの除名】

- 第13条 本連盟の認定する選手・指導員・審査員・クラブ・同好会・社会人クラブが次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。
 - (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) 本連盟の加盟クラブ・同好会としての義務に違反したとき。
 - (3) 本連盟の規約に違反し統制に服さないとき。
 - (4) 会費を2年以上滞納したとき。

【組織の加盟手続き】

- 第14条 連盟が新しく設立された場合は、加盟費と年間登録費に下記の書類を添えて申請し、総会の承認を得て 加盟する。
 - (1) 加盟申請書
 - (2) 役員名簿
 - (3) 事業計画書

【加盟組織の年度初めの手続き】

第15条 本連盟加盟組織は、毎会計年度終了後3カ月以内に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 加盟クラブ一覧表
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書

【加盟組織の年度末の手続き】

第16条 本連盟下部組織は、毎会計年度開始前に下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

【組織の加盟取消】

- 第17条 本連盟下部組織が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを加盟取消すること ができる。
 - (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) 本連盟の加盟組織としての義務に違反したとき。
 - (3) 会費を2年以上滞納したとき。

【下部組織の役職】

第18条 本連盟の下部組織は、本連盟を除名された者を役職に就けてはならない。

【スポーツ仲裁機構】

第19条 ボディビル競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

【附則】

第20条 本細則は、本連盟設立の日より施行する。

本細則は、平成5年10月10日改定

本細則は、平成9年3月2日改定

本細則は、平成10年3月8日改定

本細則は、平成12年6月11日改定

本細則は、平成14年10月12日改定

本細則は、平成17年10月1日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成26年3月2日改定

会員規程

【目的】

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボデイビル・フイトネス連盟(以下この法人という)の定款第5条の規定に 基づき、会員の制度等について定める。

【会員の種別】

第2条 この法人の会員の種別は、定款第5条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

【資格の要件】

第3条 この法人の会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、①都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者。
 - ②全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者。
 - ③この法人の目的に賛同する学識経験者。
- (2) 賛助会員は、この法人の活動に協賛する個人又は団体とする。
- (3) 名誉会員は、この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者とする。

【議決権】

第4条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【法人の構成員】

第5条 この法人は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 ① 都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者
 - ② 全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者
 - ③ この法人の目的に賛同する学識経験者
- (2) 賛助会員 この法人の活動に協賛する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

【資格の取得】

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

【入会手続き】

第7条 第2条に定める各種別の会員の入会手続は、次のとおりとする。

- (1) 正会員になろうとする者は、指定入会申込書(資料様式1)を事務局へ提出しなければならない。
- (2) 賛助会員になろうとする者は、指定の入会申込書(資料様式2)を事務局へ提出しなければならない。
- (3) 名誉会員に推挙された者は、入会手続きを要せず、理事会の承諾をもって名誉会員になるものとする。

【任意退会】

第8条 退会しようとする者は、所定の退会届(様式4·5)をこの法人の事務局へ提出しなければならない。

【除 名】

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名すること ができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【資格の喪失】

第10条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第13条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 第5条1号1項から2項よって選任された正会員が所属する法人・団体の選出の地位を失ったとき、又は法人・団体が解散したとき
- (3) 第5条1項1号③よって選任された正会員が、理事を解任または除名されたとき。
- (4) 当該正会員が死亡したとき。

【入会金及び会費】

第11条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
- 2. この法人の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 年額 5,000円

年額 50,000円(一口)

法人 年額 100,000円(一口)

- 3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

【会費の納入期限等】

第12条 会費は、その事業年度の5月31日までに、会費の全額を納入するものとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

【会費の使用目的】

第13条 第12条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以下を当該事業年度の法人会計に使用すること

【会員の権利及び義務】

第14条 会員の権利及び義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

- 2. 正会員の権利及び義務に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 社員総会への参加ができる。
 - (2) 第7条に定める入会金及び会費を納めなければならない。
 - (3) 社員総会の決議を遵守し、この法人の事業目的に反する行為を行わず融和に努めなければならない
 - (4) 住所、氏名、連絡先等に変更がある場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。
 - (5) その他、定款及び規則等に従うものとする。
- 3. 賛助会員には、第2項第2号から第5号までの規定を適用する。
- 4. 名誉会員には、第2項第1号、第3号から第5号までの規定を適用する。

【通 知】

第15条 この法人に入会した会員に対する入会通知は、当事者に対して行う。

2. この法人を退会した会員に対する退会通知は、当事者に対して行う。

【補則】

第16条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

【規則の変更】

第17条 この規則は、社員総会の決議によって変更することができる。

【附 則】

第18条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

専門委員会規程

3.2

【目的】

第1条 公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の定款第37条に基づき、各専門 委員会は所掌とされる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。関連す る事業については、理事会の議決に基づき、業務を執行することができる。

- (1) 審查委員会
- (2) 指導委員会
- (3) 選手強化委員会
- (4) 女子委員会
- (5) マスターズ委員会
- (6) ジュニア委員会
- (7) フィットネス委員会
- (8) 競技運営委員会
- (9) 医科学委員会
- (10) アンチドーピング委員会
- (11) 組織委員会
- (12) 国際委員会
- (13) 財務委員会
- (14) コンプライアンス(法令遵守)委員会
- (15) 環境委員会
- (16) 広報委員会
- (17) IT(情報技術)委員会
- (18) 学連OB委員会
- (19) 懲罰委員会

【所掌事項】

第2条 各専門委員会は、次のとおり所掌事項を分掌する。

(1) 審査委員会

選手権大会の審査基準・審査技術の研究及び審査員の養成。本連盟主催大会の審査結果の審議と判定及び審査員指名案の作成並びに審査員の監督・指導

(2) 指導委員会

本連盟の指導方針の確立、それに伴う指導員の養成のための講習会、及び試験の実施並びに指導書の作成

(3) 選手強化委員会

ボディビル競技に於ける選手の強化育成、並びに国際的な競技力の向上をはかる。

(4) 女子委員会

女子選手の強化育成、並びに国際的な競技力の向上をはかる。

(5) マスターズ委員会

日本マスターズ選手権の実行及び生涯スポーツとしてのボディビルの研究

(6) ジュニア委員会

日本ジュニア選手権及び全国高等学校選手権の実施、並びに若年層の選手の発掘と育成

(7) フィットネス委員会

フィットネス競技に於ける選手の強化育成、並びに国際的な競技力の向上をはかる。

(8) 競技運営委員会

選手権大会の競技運営・指導及び舞台の演出・構成、並びに運営委員の育成

(9) 医科学委員会

ボディビルの医科学的な研究とエビデンスの確立及び指導

(10) アンチドーピング委員会

選手権大会に於ける薬物検査の統括と計画、及び競技外検査の企画とアンチドーピングの啓蒙活動

(11) 組織委員会

組織の向上と拡大、及び組織間の親睦・融和・調整並びに指導

(12) 国際委員会

IFBB・AFBFの加盟組織との協力と調整

(13) 財務委員会

財政の確立に関して、提案・協力を行う。

- (14) コンプライアンス(法令遵守)委員会
 - ① 定款・細則・規程・規約・規則の検討と新規及び改定案の提案。コンプライアンスに関する規程・要綱の制定又は改廃に関し会長及び理事会に意見を提出する。
 - ② 法令違反行為等に関する適切な処理を行う。コンプライアンス違反に関する再発防止策及び関係者の処分に関し会長並びに監事に意見を提出する。
 - ③ 暴力行為等の根絶に向け、通報相談等の窓口を設置する。
- (15) 環境委員会

ボディビル界での環境保全啓蒙活動と、現場における環境保全実践活動等の促進と積極的な展開

(16) 広報委員会

マスコミに対する積極的な働きかけ、及び機関紙等の発行。選手等のメディア出演の検討及び選手の推薦

(17) IT(情報技術)委員会

国内外の情報の収集、及び情報機器の運営管理の提言

(18) 学連OB委員会

学生ボディビル連盟との融和と調整を図る。

(19) 懲罰委員会

会の秩序と名誉を乱した者に対して必要な処置を図る為、審議を行う。委員は理事会が任命し召集する。

【組織】

第3条 各専門委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 専門委員 若干名
- 2. 委員長、副委員長及び専門委員の任期は2年とする。
- 3. 委員長、副委員長及び専門委員は、理事会の議決に基づいて会長が委嘱し、又はその委嘱を解く。

【委員長】

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2. 委員長は、原則として理事が就任する。
- 3. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

【招集】

第5条 専門委員会は必要に応じ委員長が招集する。

【部 会】

第6条 専門委員会は必要に応じ、担当職務を別にする部会制をしくことができる。

- 2. 前項の場合には、各部会の部会長に委員長又は副委員長が就任し、各専門委員はいずれかの部会に属する。
- 3. 専門委員会は必要に応じ、第1項の場合において各部会が委員会の権限に属する職務を行うことを定めることができる。

【専門委員以外の出席】

第7条 定款及びこの規程に基づく事業の調査研究、運営等について、専門委員会は必要があると認めるときは、専門委員以外の理事及び学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2. 会長・副会長・専務理事・常務理事は、必要に応じ、各専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

【理事会への報告】

第8条 専門委員会は、理事会の求めに応じ、随時その業務につき理事会に報告し、その指示に従わなければならない。

【庶務及び会計】

第9条 それぞれの専門委員会の庶務及び会計は、各委員会において処理し、本連盟の理事会に報告する。

【定 年】

第10条 専門委員は原則として、専門委員会活動が出来る健康・能力・意欲を有している者が選ばれた限りにおいては定年はない。

【その他】

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各専門委員会において別に定める。

【附則】

本規程は、本連盟設立の日より施行する。 第12条

本規程は、平成5年6月6日改定

本規程は、平成6年3月6日改定 本規程は、平成17年10月1日改定

本規程は、平成21年6月7日改定

本規程は、平成21年10月11日改定

本規程は、平成22年3月14日改定 本規程は、平成24年3月18日改定

本規程は、平成25年10月13日改定

賛助会員規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の定款に定める目的達成と事業を円滑に進め組織の充実と発展を図るため、 替助会員について規定するものである。

【会 員】

第2条 本連盟の目的および事業に賛同し、本連盟の発展を援助しようとする個人又は法人は、本規程により、 本連盟の賛助会員になることができる。

【入会手続】

第3条 本連盟の賛助会員になろうとするものは、所定の申込書を本連盟事務局に提出する。

【入会の承認】

第4条 前条の申込書が提出された場合には、理事会で入会を承認するか否かを審査する。

- 2. 理事会において入会を承認された申込者に対しては、本連盟事務局よりその旨通知する。
- 3. 前項の通知を受けた申込者は、通知を受けた日より15日以内に所定の賛助会費を1口以上、本連盟指定の方法で納入しなければならない。
- 4. 申込者が前項の賛助会費を納入したとき、申込者は本連盟の賛助会員となる。

【特 典】

第5条 賛助

- 賛助会員には次の特典を与える。 (1) 本連盟の機関紙に告知し、会員名簿に賛助会員であることを掲載する。
- (2) 本連盟の行事日程の告知に基づき、本連盟との話し合いにより諸事業(選手権大会、セミナー、講習会等)において、ブース出店等の営業活動を行うこと。
- (3) 本連盟に対し、公認品・推奨品の申請を行い、認定規程に基づき審査を受けること。

【表 示】

第6条 本連盟の公認品・推奨品に認定された場合、商品に公認品または推奨品の表示をしなければならない。

【附則】

第7条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

公認品•推奨品認定規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の事業と組織の充実と 発展を図るため、公認品・推奨品の認定について規定するものである。

【認定種別】

第2条 公認品は継続性のある認定とし、推奨品は年度内の認定とする。

【対 象】

第3条 対象は、食品、飲料、化粧品、トレーニング機器・用具、衣料、書籍、雑誌、ビデオ、映画、レストラン、日焼けサロン等、ボディビルに関連する総ての商品及び設備とし、輸入品も対象とする。

2. 対象品目は、前項の商品項目の中の一品目又は一品種ごととする。

【手続き】

第4条 所定の申請書に記入し、現品(搬入不可能の場合は全体がわかる写真又は図面)に審査料1万円を添えて、本連盟に提出する。

2. 食品及び飲料の場合は、原材料及び公的分析機関の成分分析表を添付すること。

【認定審查】

第5条 認定審査会は、本連盟執行部及び事業委員会並びに有識者を1名以上含め、原則として年2回(4月・ 10月)開催する。

- 2. 認定審査会は、多角的に商品・設備を審査し、2カ月以内に審査結果を出して、本連盟理事会に報告する。
- 3. 本連盟理事会は報告受理後、速やかに認定の合否について決定する。

【結果の通知及び公表】

第6条 認定の結果について、本連盟は合否に拘わらず申請者に文書で通知する。

2. 認定された場合は、連盟機関紙、関連雑誌等に本連盟の公認品または推奨品として公表する。

【認定料】

第7条 認定料は、業種、宣伝方法、販売方法等を考慮し、本連盟の基準に基づき決定する。

2. 認定通知を受けた申請者は、認定通知受理後1カ月以内に認定料を本連盟指定の方法で納入する。

【公認品認定期間】

第8条 公認品の認定期間は1年間とし、期間満了の1カ月前までに、本連盟または申請者が申し出ないかぎり、 更に1年間延長し、以後も同様とする。

【公認品認定更新】

第9条 認定更新は、期間満了日までに更新料を本連盟指定の方法で納入する。

【表示及び宣伝】

第10条 申請者は、認定料納入後にJBBFのマークと共に「公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟公認品」または、「公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟推奨品」の表示を、商品及び宣伝に使用することができる。

【特 典】

第11条 公認品は、原則として本連盟主催の5選手権大会(日本ボディビル選手権、日本クラス別選手権、ジャパン・オープン選手権、日本ジュニア・マスターズ選手権、日本女子新人選手権)の公式プログラムに1ページの広告を無料で掲載することができる。

- 2. 公認品は、本連盟主催の5選手権大会に於いて、会場の許可を得た場合は無料でブースを出店することができる。
- 3. 本連盟加盟クラブ等においては、連盟認定品を優先的に扱い、販売に協力をする。
- 4. 公認品は、本連盟主催事業のスポンサードに関し、最優先権を有する。
- 推奨品は、本連盟主催事業のスポンサードに関し、公認品に次いで優先権を有する。

【商品内容の変更】

第12条 認定後、商品内容等を変更した場合は、すみやかに本連盟に届け出て承認を得なければならない。

【認定の取消】

- 第13条 公認品・推奨品が下記の条項に該当した場合は、認定を取り消され、発行された認定証を速やかに本連 盟に返却しなければならない。
 - (1) 本連盟が公認品・推奨品として不適当と判断したとき。
 - (2) 賛助会員でなくなったとき。

【附則】

第14条 本規程は、平成5年3月7日より施行する。

本規程は、平成7年3月5日改定。 本規程は、平成18年6月3日改定。 本規程は、平成25年3月3日改定。 本規程は、平成25年3月3日改定。

加盟クラブ認定規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の目的を遂行するにあたり、ボディビルの普及啓蒙に重要な役割を担う加盟クラブの認定について規定するものである。

【認定の条件】

第2条 本連盟の目的を十分認識し、ボディビルの発展に積極的な努力を行っていること。

- 2. ボディビル(ウエイト・トレーニング)を単一の事業として運営している施設であること。
- 3. 総合スポーツ施設の場合は、ボディビル部門としての機能が当連盟の認定条件に適合し当連盟の活動に対して多年に渡り貢献があること。

但し、認定はあくまでボディビル部門に対して行うので○○ボディビルクラブとして取り扱う。

- 4. 会員の安全性、快適性、健康管理に配慮がなされ、かつそれが施設面、プログラム面、指導者面に十分反映されていること。
 - (1) 施設
 - ① トレーニングルームに、バーベル・ダンベル・トレーニングマシン等の器具を有し、安全にトレーニングできる一定のスペースを有していること。
 - ② ロッカー、トイレ、シャワー又は風呂等の設備があること。
 - ③ 施設内は換気、採光等常に清潔に管理されていること。
 - (2) プログラム
 - ① 年令、体力、健康度、目的に適応した生涯スポーツとしてのボディビル及びトレーニングのプログラムが提供できること。
 - ② ボディビルの競技力向上のプログラムが提供できること。
 - ③ 多種目のスポーツ競技の強化のためのプログラムが提供できること。
 - (3) 指導者
 - ① 当連盟の公認指導者が1名以上常時または必要に応じて適切な指導ができること。
 - (4) 健康管理
 - ① 医療機関と提携し入会時と年一回の健康チェックを受けることが望ましい。
 - ② 健康管理に関しての質問票に書き入れることを義務づけることが望ましい。
- 5. 施設の運営について。
 - (1) 経営が一定の期間に渡って安定した実績があること。
 - (2) 事故に対する損害保険に加入していることが望ましい。
 - (3) 経営者及び経営責任者に社会的信頼性があり、当連盟に対し協調性と積極的な協力姿勢が認められること。

【加盟区分】

第3条 加盟は、正加盟と準加盟の2区分とし、準加盟は正加盟に必要な条件を満たすまでの期間、暫定処置と して与えるものとする。

2. 準加盟は、選手の登録はできるが、役員の選任は原則としてできない。

【加盟申請】

第4条 本連盟に加盟を希望するクラブの代表者は、本連盟所定の加盟申請書に必要事項を記入のうえ、所属 する地方連盟に申請すると共に本連盟に申請書の写しを送付する。

【加盟審査】

第5条 加盟申請書を受理した地方連盟は、それを審査し本連盟の加盟クラブとして適格と認められた場合は加盟申請書にその旨を記入し、本連盟に書類を送付する。

【認 定】

第6条 所属する地方連盟の審査に合格し、本連盟理事会の承認を得たクラブには、本連盟の加盟クラブとして 認定証を発行する。

【加盟費及び年会費】

第7条 本連盟に加盟を承認されたクラブの代表者は、速やかに加盟費と年会費を納入しなければならない。

2. 年会費は、年度初めに所属する地方連盟に納入する。

【退 会】

第8条 本連盟を退会する場合は、退会届に理由を記し、所属連盟経由で本連盟に提出し、速やかに認定証を 返却する。

【認定の取消】

第9条 本連盟の加盟クラブが次の各号の一に該当するときは、加盟を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 第2条の認定の条件を欠いたとき。
- (2) クラブ代表者が本連盟を除名されたとき。
- (3) 本連盟理事会が加盟クラブとして不適当と判断したとき。

【附則】

第10条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成14年10月12日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

加盟同好会認定規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の事業の遂行にあたり、広くボディビルを普及するために、ボディビル同好会の認定について規定するものである。

【認定の条件】

第2条 本連盟の目的を十分認識し、規約を遵守し、協調性を重んじること。

- 2. ボディビル愛好者がトレーニングを行うために、営利を目的としないで、継続的かつ自主的に運営する 5名以上のサークルを同好会とする。
- 3. 同好会は、会員から低額な経費を徴収し、運営規則を定め、代表者及び事務責任者、若干の委員を定めて運営する。
- 4. 同好会は、会員の安全性と健康管理に配慮し、適切な指導体制を整える。
- 5. 同好会のトレーニング場は、独自の施設、または了解を得て公共のスポーツ施設内、もしくは民間のスポーツ施設内に設定してもよい。 但し、本連盟加盟のボディビルクラブの近隣でないことが望ましい。
- 6. 同好会の会員は、原則としてトレーニング場の近隣に在住する者とする。
- 7. 同好会の名称は、○○ボディビル同好会、○○ボディビル・フィットネス同好会のどちからを選択する。

【加盟区分】

第3条 加盟は、正加盟と準加盟の2区分とし、準加盟は正加盟に必要な条件を満たすまでの期間、暫定処置と して与えるものとする。

2. 準加盟は、選手の登録はできるが、役員の選任は原則としてできない。

【加盟申請】

第4条 本連盟に加盟を希望する同好会の代表者は、本連盟所定の加盟申請書に必要事項を記入のうえ、所属する地方連盟に申請すると共に本連盟に申請書の写しを送付する。

【加盟審査】

第5条 加盟申請書を受理した地方連盟は、それを審査し本連盟の加盟同好会として適格と認められた場合は 加盟申請書にその旨を記入し、本連盟に書類を送付する。

【認 定】

第6条 所属する地方連盟の審査に合格し、本連盟理事会の承認を得た同好会には、本連盟の加盟同好会として認定証を発行する。なお、本連盟認定同好会は地方連盟に所属する。

【加盟費及び年会費】

第7条 本連盟に加盟を承認された同好会の代表者は、速やかに加盟費と年会費を納入しなければならない。

2. 年会費は、年度初めに所属する地方連盟に納入する。

【退 会】

第8条 本連盟を退会する場合は、退会届に理由を記し、所属連盟経由で本連盟に提出し、速やかに認定証を 返却する。

【認定の取消】

第9条 本連盟の加盟同好会が下記の条項に該当した場合は、加盟を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 第2条の認定の条件を欠いたとき。
- (2) 本連盟理事会が加盟同好会として不適当と判断したとき。

【附則】

第10条 本規程は、平成14年10月12日より施行する。

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成26年6月15日改定

3.7 公認審査員認定規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の目的を遂行するにあたり、長期的にこれに取り組む練習者の励みと、修練の結果獲得した成果を競う競技会を通じて、国民の間にボディビルの価値を広範に啓蒙するこれらの大会が公正に行われるため、審査員について規定するものである。

【審査委員会】

第2条 前条の目的達成のため、本連盟定款に基づく審査委員会を設け、本連盟公認審査員として必要な専門的高度な知識と技量を有するか否かを、ジャッジテスト及び講習会・試験等により評定し、公認審査員の資質・技量の向上を図る。

【審査委員会委員】

- 第3条 審査委員会委員は、ボディビル選手権大会の審査に精通した本連盟役員及び正会員で、国際及びアジア審査員資格を有する者により構成する。
 - 2. 日本国内の選手権大会では、審査委員会委員長は審査員及び集計員を統括指導し、審査員として ジャッジは行わない。

【資格】

第4条 本連盟の公認審査員となるためには、次の各項を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟加盟組織の役員又は本連盟加盟クラブの所属メンバーであること。
- (2) ボディビルの実践と知識が豊富で、審査員としてふさわしい充分な技量を有する者であること。
- (3) ボディビル界の指導的立場にあり、審査員としてふさわしい人格を有する者であること。
- (4) ボディビル選手権大会の運営に関する業務に精通している者であること。
- (5) 審査員資格は、ボディビル審査員及びフィットネス審査員の二種類とする。
- 2. 公認審査員は5年毎に所定の更新講習(新知識の取得)を受講しなければならない。更新講習を受講していない審査員が含まれた大会は公認大会とならない。

【テスト申し込み】

- 第5条 前条の各要件を満たす者でジャッジテストを希望する者は、事前にテスト料を添え、所属する本連盟加盟 組織の承認を得て主催連盟に申し込む。
 - 2. 前条によるもの以外でも、本連盟審査委員会が承認した者はこの限りでない。

【ジャッジテスト】

第6条 申込者の中から本連盟審査委員会が審理し受験者を決定する。

- 2. ジャッジテストを行う選手権大会及び実施する審査は以下のとおりとする。
 - (1) 三級ジャッジテストは、各都道府県選手権大会・ブロック選手権大会または社会人選手権大会において、ピックアップ及び予選審査で実施する。
 - (2) 二級ジャッジテストは、本連盟主催選手権大会・ブロック選手権大会または社会人選手権大会において、複数のカテゴリーのピックアップ及び予選審査で実施する。
 - (3) 一級ジャッジテストは、本連盟審査委員会が指定した本連盟主催選手権大会において、複数のカテゴリーのピックアップ・予選・決勝すべての審査で実施する。一級ジャッジテストの合格者は、次年度の本連盟主催大会の審査員指名候補とする。
- 3. ジャッジテスト及び講習会を実施できるのは、本連盟審査委員会のみとする。但し、二級及び三級のジャッジテストは本連盟審査委員会より各選手権大会の主催者または主管者に委任することができる。
- 4. ジャッジテスト及び講習会の講師は、原則として本連盟審査委員会の委員がその任務にあたる。
- 5. ジャッジテストの合否は、本連盟指定のソフトで集計した結果に基づき本連盟審査委員会が決定する。 ジャッジテストを委任された主催者または主管者は、テストジャッジが記入した審査用紙を審査委員会に提 出しなければならない。
- 6. ジャッジテスト料及びボディビル選手権大会の入場は有料とする。
- 7. オールジャパン・ミスフィットネス及びオールジャパン・ミスボディフィットネス選手権大会は、ジャッジテスト並びにジャッジトレーニングの対象外とする。

【受験資格及び認定基準】

- 第7条 公認審査員の受験資格及び認定基準は下記のとおりとする。ただし、本連盟審査委員会が承認した場合はこの限りでない。
 - (1) 受験資格
 - ① 三級審査員は、ボディビル経験を2年以上有する者。

- ② 二級審査員は、三級の資格を取得後2年以上経過した者。
- ③ 一級審査員は、二級の資格を取得後2年以上経過した者、または日本選手権・日本クラス別選手権の優勝者。
- (2) 認定基準
 - ① 三級審査員は、審査得点が正審査員の最低点以上の者。
 - ② 二級審査員は、審査得点がプラス点の者。
 - ③ 一級審査員は、審査得点がプラス点の者。

【認 定】

第8条 前条の認定基準を満たした者及び本連盟審査委員会が過去の成績・実績等を審理し、審査技量及び 技術を充分に修得したと認められた者は、公認審査員として認定し認定証を交付する。

- 2. 公認審査員の認定は、本連盟審査委員会が本規程に基づいて行ったもののみを有効とする。
- 3. 公認審査員として認定された者は、認定料を本連盟に納入しなければならない。

【ジャッジトレーニング】

第9条 ジャッジトレーニングは一級取得者を対象に、本連盟審査委員会が指定した本連盟主催ボディビル選手 権大会に於いてピックアップ・予選・決勝すべての審査で実施する。

- 2. ジャッジトレーニング料は無料とするが、ボディビル選手権大会の入場は有料とする。
- 3. ジャッジトレーニングでプラス点の者は、本連盟主催選手権大会の審査員指名候補に加えられる。

【審查員特別昇級】

第10条 永年にわたり本連盟の発展に貢献した者は、審査員特別昇級申請を行うことができる。

- (1) 正会員または加盟連盟理事長の経験が8年以上あり、二級審査員取得後2年を経過した者は、本連盟審査委員会に申請することにより、本連盟理事会の承認を得て一級審査員に昇級する。
- (2) 正会員または加盟連盟理事長の経験が4年以上あり、三級審査員取得後2年を経過した者は、本連盟審査委員会に申請することにより、本連盟理事会の承認を得て二級審査員に昇級する。
- (3) 特別昇級は、毎年3月末日までの申請者で審査委員会で承認された者を、執行部会で審議し理事会で決定する。
- (4) 特別昇級の一級審査員は、ジャッジトレーニングを受けることにより本連盟主催大会の審査員候補となる。

【成績の累積記録】

第11条 本連盟主催選手権大会審査員の審査得点は、累積記録して本連盟主催選手権大会の審査員指名基 礎資料とする。

【登録】

第12条 公認審査員は、年間登録を行い、年間登録費を本連盟に納入しなければならない。

【認定の取消】

第13条 本連盟の公認審査員が次の各号の一に該当するときは、公認を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 本連盟理事会が公認審査員として不適任と判断したとき。
- (2) 本連盟を除名されたとき。
- (3) 年間登録費を5年間納入しないとき。

【審査資格】

第14条 各選手権大会の審査ができる資格は次のとおりとする。

- (1) 一 級・・・・・国際選手権大会を除く、国内の総ての選手権大会
- (2) 二 級・・・・・国際選手権大会、本連盟主催選手権大会を除く、国内の総ての選手権大会
- (3) 三 級・・・・・都道府県(市町村を含む)選手権大会

【フィットネス審査員】

第14条 公認フィットネス審査員は、フィットネス、ボディフィットネス、フィジーク、フィットネスビキニ競技の審査に あたる。ボディビル競技資格のみの審査員は、この競技の審査をすることは出来ない。

- 2. ボディビル審査員資格を有しているものが取得する場合、本連盟主催のフィットネス審査員講習会を受講し、受講後、修了証が発行される。但し、認定については、受講態度、フィットネス競技のルールの熟知度などを考慮し、審査委員会委員長が決定する。
- 3. ボディビル審査員資格を有していないものが取得する場合、本連盟主催のフィットネス審査員講習会を受講し、受講後、修了証が発行される。但し、認定については、受講態度、フィットネス競技のルールの熟知度などを考慮し、審査委員会委員長が決定する。次に講義受講後1年以内にフィットネス審査員のジャッジテストを受け合格すれば、JBBF公認フィットネス審査員の資格が認定される。

【定 年】

- 第16条 本連盟主催選手権大会の審査員は、65才をもって定年とし、定年に達した日の属する年度末をもって 退任とする。但し、過去三年間の審査得点の累積記録が+10点以上の審査員は定年を一年間延長し、 以後も同様の扱いとする。
 - 2. 本連盟主催選手権大会以外の審査員は、65才以上でも審査することを可能とする。

【アジア審査員ジャッジテスト受験資格】

- 第17条 アジアボディビル連盟(以下、「AFBF」という)公認審査員のジャッジテスト受験資格は、次の各項の条件 を満たす者を本連盟審査委員会が審理し、AFBFに申請する。但し、受験にかかる経費は全額自己負担 とする。
 - (1) 一級資格を取得後2年以上経過した次のいずれかの者。
 - ① 本連盟主催選手権大会の過去二年間の審査得点の累積記録がプラスの者
 - ② 本連盟審査委員会が推薦し、執行部会で承認された者。
 - (2) AFBF主催選手権大会の審査員の定年(60才)を考慮し、資格取得後にアジア選手権の審査員を 務めることが可能な年令の者。
 - (3) AFBF主催選手権大会の審査に支障の無いよう日常英会話の語学力を有する者。

【国際審査員ジャッジテスト受験資格】

- 第18条 国際ボディビルダーズ連盟(以下、「IFBB」という)公認審査員のジャッジテスト受験資格は、次の各項の条件を満たす者を本連盟審査委員会が審理し、IFBBに申請する。但し、受験にかかる経費は全額自己負担とする。
 - (1) 一級資格を取得後2年以上経過した次のいずれかの者。
 - ① 本連盟主催選手権大会の過去二年間の審査得点の累積記録がプラスの者。
 - ② 本連盟審査委員会が推薦し、執行部会で承認された者。
 - (2) IFBB主催選手権大会の審査に支障の無いよう日常英会話の語学力を有する者。

【公認審査集計員】

- 第19条 本連盟主催大会の審査集計は、公認審査集計員が担当しなければならない。また、本連盟公認大会 の審査集計も公認審査集計員が担当することが望ましい。
 - 2. 公認審査集計員資格の取得希望者は、所属連盟の承認を得て本連盟審査委員会(以下「審査委員会」という)に申込む。但し、所属連盟が無い者で審査委員会が認めた場合は、審査委員会に直接申込むことができる。

公認審査集計員の受講資格は、原則として以下の条件を全て満たした者とする。

- ① 公認審査員認定規程を熟知し、集計業務の経験を有する18才以上の者。
- ② 審査集計業務に必要なパソコン処理技量(特にMicrosoft Excel)を有する者。
- ③ 審査集計業務(事前打合せを含む)にあたり、e-mailを使用して審査委員会等との意思疎通がスムースに行える者。
- 3. 申込者の中から審査委員会が受講者を決定する。講習は本連盟主催大会で行い、入場料の負担は不要とする。講習を実施する大会は審査委員会が定める。
- 4. 講習の講師は、審査委員会委員及び審査集計委員がその任にあたる。
- 5. 審査委員会で入力データを詳細に検証し、パソコン処理技量及び審査集計能力を充分に修得したと認められた者は、公認審査集計員として認定する。審査委員会審査集計委員は、公認審査集計員の有資格者より選考する。
- 6. 審査集計員は、審査委員長の許可なく集計結果を他の者に開示してはならない。

【附則】

第20条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成7年3月5日改定

本規程は、平成10年6月7日改定

本規程は、平成12年3月5日改定

本規程は、平成14年10月12日改定

本規程は、平成15年3月9日改定

本規程は、平成17年3月6日改定

本規程は、平成19年3月11日改定

本規程は、平成19年6月3日改定

本規程は、平成21年3月1日改定

本規程は、平成22年10月2日改定

本規程は、平成23年3月26日改定

本規程は、平成23年10月9日改定

本規程は、平成25年10月13日改定

本規程は、平成26年3月13日改定

本規程は、平成27年3月15日改定

公認指導員認定規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の目的を遂行するにあたり、実践活動の中心者である指導者の資質的内容は、ボディビル発展の要ともいえる極めて重要な問題である。本規程はボディビルを正しく普及発展させるための指導員について規定するものである。

【指導委員会】

第2条 前条の目的達成のため、本連盟定款に基ずく指導委員会を設け、本連盟公認指導員として必要な専門的な知識と指導技量を有するか否かを、講習会・試験等により評定し、本連盟公認指導員の資質・技量の向上を図る。

【指導委員会委員】

第3条 指導委員会は、ボディビルの指導に精通した本連盟役員及び正会員と、必要に応じて各界の有識者を 以て構成する。

【資格】

第4条 本連盟の公認指導員となるためには、次の各項を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟加盟組織の役員及び推薦者並びに本連盟加盟クラブの所属メンバーのいずれかであること。
- (2) ボディビル又はウエイトトレーニングの実践活動の経験と知識が豊富で、指導員としてふさわしい充分な技量を有する者であること。
- (3) ボディビル界の実践活動の推進者としてふさわしい人格を有する者であること。
- 2. 公認指導員は5年毎に所定の補講講習(新知識の取得)を受講しなければならない。

【講習会の申し込み】

第5条 前条の各要件を満たす者で講習会の受講及びテストを希望する者は、事前に講習料を添え、所属地方 連盟の承認を得て申し込みを行う。

2. 前条以外でも、本連盟指導委員会が承認した者はこの限りでない。

【講習会】

第6条 申し込み者の中から本連盟指導委員会が審理し受験者を決定する。

- 2. 講習会は必要に応じて任意の場所で行うことができる。
- 3. 講習会を開催することができるのは、本連盟指導委員会のみとする。
- 4. 講習会の受講及びテストの受験は、希望者の居住地以外でも可能とする。

【講師】

第7条 この講習会の講師は、本連盟指導委員会の委員及び各界の権威者がその任にあたる。

【認定基準】

第8条 公認指導員の認定基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) [二級指導員] ボディビル又はウエイトトレーニングの実技経験を3年以上有する者で、二級認定 講習を終了し、学科試験に合格した者、及び本連盟指導委員会が承認した者。
- (2) [一級指導員] 二級指導員の資格を取得後3年以上経過した者で、一級認定講習を終了し、学科 試験に合格した者、及び本連盟指導委員会が承認した者。

【認 定】

第9条 前条による認定基準により、指導技術及び知識を充分に修得したと認められた者を本連盟指導委員会 が公認指導員として認定し、認定証を交付する。

- 2. 公認指導員の認定は、本連盟指導委員会が本規程に基づいて行ったもののみを有効とする。
- 3. 公認指導員として認定された者は、認定料を本連盟に納入しなければならない。

【登録】

第10条 公認指導員は、年間登録を行い、年間登録費を本連盟に納入しなければならない。

【認定の取消】

- 第11条 本連盟の公認指導員が次の各号の一に該当するときは、公認を取り消され、発行された認定証を速やか に本連盟に返却しなければならない。
 - (1) 本連盟理事会が公認指導員として不適任と判断したとき。

- (2) 本連盟を除名されたとき。
- (3) 年間登録費を5年間納入しないとき。

【附則】

第12条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成6年3月6日改定

本規程は、平成14年10月12日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成27年3月15日改定

国内旅費規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の公務のため日本国内を旅行する役員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、連盟の公務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出を図ることを目的とする。

2. 本連盟は、その公務の日程の編成にあたり、旅費の支出が必要最小限になるように努めなければならない。

【旅費の支給】

第2条 次の場合(以下「会議等」という)には、出席した者に対して旅費を支給する。

- (1) 理事会
- (2) 執行部会
- (3) 専門委員会
- (4) 本連盟会長が、特に旅費を支給すると指定した会議及び事業

【旅費の種類】

第3条 旅費の種類は、鉄道運賃、航空運賃、宿泊料、及び日当とする。

【鉄道運賃】

第4条 鉄道運賃の額は、普通鉄道運賃及び普通特急(新幹線を含む)座席指定料金とする。但し、会長はグリーン料金とする。

【航空運賃】

第5条 航空運賃の額は、普通航空料金とする。

【宿泊費・日当】

第6条 宿泊費及び日当は、特別な理由を除き次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京都又は大阪府に宿泊する場合 8,000円
- (2) その他の場所に宿泊する場合 6,000円
- (3) 日当(宿泊を伴う場合) 2,500円/日

【鉄道運賃及び航空運賃の計算】

第7条 旅費は、会議等に出席する者の現住所に最も近い当該地方の主要駅又は空港を起点として、会議等の 開催場所に最も近い主要駅又は空港まで、最も経済的、能率的な通常の経路及び方法により旅行した場 合の旅費により計算する。

【旅費の支給方法】

第8条 旅費は、会議等に出席した者の請求により、銀行振込にて支給する。但し、1回の振込額が1,000円に満たない場合は、9月と3月にまとめて支給する。

【附則】

第10条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成18年6月3日改定。

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成22年6月6日改定

本規程は、平成24年10月6日改定

本規程は、平成29年3月12日改定

報 奨 金 規 程

【目 的】

第1条

本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の目的を遂行するにあたり、修練の結果を競い合う国際選手権大会で上位に入賞し、国民の間にボディビルの価値を広汎に啓蒙したことに対する報奨金について規定するものである。

【報奨金】

第2条 報奨金は、各カテゴリーの参加選手数により変動するものとし、その額は次のとおりである。

大 会 名		男子世界選 女子世界選 ワールドゲー	手権				
出場人数		6名以上	5名	4名	3名	2名	1名
	1位	500,000円	400,000円	300,000円	200,000円	100,000円	50,000円
金額	2位	250,000円	200,000円	150,000円	100,000円	50,000円	
	3位	150,000円	100,000円	50,000円	30,000円		

大	会 名	7	ミス・ボディン ミス・フィット クラシック世	ジュニア・マスターズ世界選手権 ミス・ボディフィットネス世界選手権 ミス・フィットネス世界選手権 クラシック世界選手権 アーノルドクラシック大会				
出力	場 人 数		6名以上	5名	4名	3名	2名	1名
		1位	200,000円	150,000円	100,000円	100,000円	50,000円	50,000円
金	額	2位	150,000円	100,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
		3位	100,000円	50,000円	50,000円	30,000円		

大 会 名		選手権 選手権				
出場人数	6名以上	5名	4名	3名	2名	1名
金 額 1位	50,000円	50,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円

大	会 🦸	名	ジュニア・マスターズ アジア選手権 ミス・ボディフィットネス アジア選手権 ミス・フィットネス アジア選手権 クラシック アジア選手権					
出	場人数	攵	6名以上	5名	4名	3名	2名	1名
金	額	1位	30,000円	30,000円	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円

【支払期日】

第3条 報奨金の支払い期日は、当該年度末とする。

【附則】

第4条

本規程は、平成10年6月7日より施行する。

本規程は、平成13年10月6日改定

本規程は、平成23年3月26日改定

本規程は、平成23年6月5日改定

本規程は、平成23年10月9日改定

個人情報保護規程

【目的】

第1条

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という。)は、「個人情報の保護に関する法律(平成17年4月1日全面施行)を遵守し、個人情報(氏名、生年月日等、生存する個人を特定することができる情報のすべてを含む。)の保護に万全を期するため、以下のとおり個人情報の保護について規定する。

【個人情報の取得と利用】

第2条 本連盟は、利用目的を明らかにするなど適正な手続きにより個人情報を取得し、その目的以外には利用しない。

【個人情報の第三者への提供制限】

第3条 本連盟は、法令の用件を満たしている場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供・開示しない。

【個人情報の管理】

第4条 本連盟は、個人情報を正確かつ安全に管理し、紛失、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適切な対策を講ずる。

【個人情報の開示、訂正、追加、削除等】

第5条 本連盟は、本人が当該者と識別させる個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等を 求める権利を有していることを理解し、これらの要求がある場合は速やかに対応する。

【個人情報取扱い業務委託先の監督】

第6条 本連盟は、個人情報の取扱いの全部または一部の業務を外部に委託する場合、その委託先に対し、個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行なう。

【個人情報保護の徹底】

第7条 本連盟は、この規程を実行するため、本連盟役職員及び、その関係者(業務委託先を含む。)に周知徹底させるとともに、個人情報保護意識の教育・啓発を図る。

【附則】

第8条 本規程は、平成19年6月3日より施行する。

特定個人情報取扱規程

第1章 総 則

【目的】

第1条

本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下、「本連盟」という。)が個人番号及び特定個人情報(以下、「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

【定義】

第2条

本規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)その他の関係法令の定めに従うものとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- (5) 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (8) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部 又は一部の委託を受けた者をいう。
- (9)「役職員等」とは、代表理事・業務執行理事及び就業規則第2条に規定する者をいう。
- (10) 「事務取扱担当者」とは、本連盟内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (11) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (12) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

【個人番号を取り扱う事務の範囲】

第3条 本連盟が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等(扶養家族を含む。)に係る個人番号関係事務
 - 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - 雇用保険届出事務
 - 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - · 健康保険·厚生年金保険届出事務
 - 国民年金の第三号被保険者の届出事務
 - ・その他、上記に付随する手続事務
- (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務
 - ・報酬・料金等その他法定調書作成事務

【特定個人情報等の範囲】

- 第4条 前条において、本連盟が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下 のとおりとする。
 - (1) 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - (2) 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
 - (3) 本連盟が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書等及びこれらの控え
 - (4) その他、個人番号と関連付けて保存される情報
 - 2. 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

【安全管理措置】

第5条 特定個人情報の取得、保管、利用、提供、廃棄・削除の各段階における安全管理措置は第2章【安全管理】に従うものとする。

第2章 安全管理

第1節 組織的安全管理措置

【組織体制】

第6条 本連盟は、事務局を、特定個人情報等を管理する責任部署とする。

- 2. 本連盟は、事務局長及び会計担当者を、事務取扱担当者とし、事務局長をその責任者(事務取扱責任者)とする。
- 3. 事務取扱担当者は、会長が任命する。
- 4. 事務取扱担当者が変更となる場合、会長は新たに事務取扱担当者を任命するが、この場合において、 会長は、前任者が後任者となる者に対して、特定個人情報等に係る業務の引継ぎを、確実に行わせるも のとする。

【運用状況・取扱状況の記録・確認】

- 第7条 事務取扱担当者は、本取扱規則に基づく運用状況を確認するために以下の項目につき、「特定個人情報取扱管理簿」に利用実績を記録するものとする。 なお、個人番号関係事務に使用する専用パソコンの利用実績(ログイン実績、アクセスログ等)についても記録を残すものとする。
 - (1) 特定個人情報の入手日、内容、入手方法・媒体、入手者、保管場所、削除・廃棄記録
 - (2) 特定個人情報ファイルの利用・出力の状況(必要とされる帳票作成等)
 - (3) 書類・媒体等の持出記録(行政機関への提出、本人への交付の記録を含む)
 - 2. 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するために「特定個人情報ファイル管理台帳」に以下の事項を記録するものとする。
 - (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
 - (2) 特定個人情報等の範囲
 - (3) 責任者、取扱部署
 - (4) 利用目的
 - (5) 保管場所
 - (6) アクセス権を有する者
 - (7) 削除•廃棄記録

【取扱状況の確認】

第8条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、「特定個人情報取扱管理簿」及び「特定個人情報ファイル管理台帳」に基づき、毎年1回以上の頻度で確認を行うものとする。

【情報漏えい等事案への対応】

第9条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合 又はその可能性が高いと判断した場合は、直ちに事務取扱責任者に報告し、事務取扱責任者は会長に 報告するものとする。

第2節 人的安全管理措置

【事務取扱担当者の監督】

第10条 会長は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対し必要かつ 適切な監督を行うものとする。

【教育·研修】

- 第11条 会長は、事務取扱担当者に、本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負うものとする。
 - 2. 事務取扱担当者は、本規程を遵守するため、本連盟が企画・運営する教育を受けなければならない。 なお、研修の内容及びスケジュールは、理事長が、事業年度毎に定めるものとする。

第3章 特定個人情報の取得

【特定個人情報の利用目的】

第12条 本連盟が、役職員等及び第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に定める個人番号を 取り扱う事務の範囲とする。

【特定個人情報の取得時の利用目的の通知等】

- 第13条 本連盟は、特定個人情報を取得する場合は、「個人番号のご提出の件」を交付又は送付する方法により、利用目的を通知する。
 - 2. 本連盟は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人へ通知し、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

【個人番号の提供の要求】

- 第14条 本連盟は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係 事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。
 - 2. 役職員等及び第三者が、本連盟の個人番号の提供の要求又は第23条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明し、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。役職員等及び第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

【個人番号の提供を求める時期】

- 第15条 本連盟は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに、個人番号の提供を求めることとする。
 - 2. 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できる時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。例えば、役職員等に係る個人番号関係事務の場合は、雇用関係契約の締結等の時点で、個人番号の提供を求めることができるものとする。

【特定個人情報の収集制限】

第16条 本連盟は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

【本人確認】

- 第17条 本連盟は、役職員等及び第三者から、「個人番号のご提出の件」等の文書を通じ個人番号の提出を求める場合は、本人確認(通知カードと身元確認書類等による確認等)を行うものとする。
 - 2. 役職員等の扶養家族の個人番号を、代理人を通じ取得する場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認(通知カードと身元確認書類等による確認等)を行うものとする。但し、代理人が、本連盟と雇用関係等にある役職員等であることが明らかな場合は、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び当該扶養家族の本人確認(通知カードと身元確認書類等による確認等)は、必要としないこととする。

【国民年金第3号被保険者の個人番号の収集】

第18条 本連盟は、役職員等の配偶者であって国民年金第3号被保険者であるものからの個人番号を収集する場合は、当該役職員等に対し、個人番号の収集及び本人確認 (通知カードと身元確認書類等による確認等)を委託するものとする。この場合において、役職員等は、当該配偶者の「委任状」を、当該配偶者の個人番号の提供時に提出するものとする。

第4章 特定個人情報の利用

【特定個人情報の利用制限】

第19条 本連盟は、第18条に定める利用目的でのみ利用するものとする。

2. 本連盟は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

【特定個人情報ファイルの作成の制限】

第20条 本連盟が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める個人番号を取り扱う事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第5章 特定個人情報の保管

【特定個人情報の保管制限】

- 第21条 本連盟は、第3条に定める個人番号を取り扱う事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
 - 2. 本連盟は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、以下に掲げる書類及びデータを保管することができるものとする。
 - (1) 源泉徴収票及び支払調書等を作成するために、本連盟が受領した個人番号が記載された申告書類及び通知カード・身元確認書類等

- (2) 行政機関等に提出した法定調書等の控え
- (3) 社会保険事務所等に提出した社会保険に関する書類等の控え

第6章 特定個人情報の提供

【特定個人情報の提供制限】

第22条 本連盟は、番号法第19条各号に定める場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第 三者に提供(提供とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、本連盟の内部での移動は、 該当しないものとする。)しないものとする。

第7章 特定個人情報の開示

【特定個人情報の開示】

第23条 本連盟は、本人から当該本人が識別される特定個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、 当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応 ずるものとする。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

【特定個人情報の廃棄・削除】

第24条 本連盟は、所管法令で定められた個人番号が記載された書類等の保存期間が経過した場合は、当該書類を速やかに廃棄又は削除するもとする。但し、所管法令で定められた保存期間が経過した後においても、当該書類等を保管する場合は、個人番号を削除もしくは復元できない程度にマスキングをほどこし保管するものとする。

第9章 特定個人情報の委託の取扱い

【業務の委託】

- 第25条 本連盟は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、番号法及びガイドラインに基づき、本連盟が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 2. 前項の業務を委託する場合は、特定個人情報に関する取得、保管、利用、提供、廃棄・削除の各事務において、安全管理措置を遵守させるため、別途委託契約を締結するものとする。

第10章 その他

【変更後の個人番号の届出】

第26条 役職員等は、個人番号が漏えいした等の事情により、本人又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく、この法人に届け出なければならない。

【改 廃】

第27条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附則】

第28条 本規程は、平成28年1月1日から施行する。

危機管理規程

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という。)において発生する様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、本連盟における危機管理体制や対処方法、その他基本事項を定めることにより、本連盟の役職員等の安全確保を図るとともに、本連盟の社会的な責任を果たすことを目的とする。

【基本方針】

第2条 本連盟における危機管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役職員等の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (2) 危機の未然防止に努める。
- (3) 財産の保護に努める。
- (4) 事業活動の継続又は速やかな再開に努める。

【定義】

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 危機:自然災害、火災及び重篤な感染症の発生、反社会的勢力からの不法な攻撃その他の重大な事件又は事故により、役職員等の生命若しくは身体又は本連盟の財産、名誉若しくは事業の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態並びにそれに相当する重大な事象をいう。
- (2) 危機管理:危機の原因及び状況を把握・予知・分析するとともに、当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を回避又は最小限に抑制するため、組織的に対応することをいう。

【役職員の責務】

- 第4条 役職員は、法令、定款及び関係する諸規程等に従い、本連盟における危機管理体制が適切かつ有効 に機能するよう常に危機管理意識を持って、その職務の遂行に当らなければならない。
 - 2. 役職員は、この規程に基づく危機管理に関する計画や措置及び関係者に関して知り得た情報等を外部に漏えいしてはならない。
 - 3. 役職員は、在館者や近隣住民等が本連盟に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。
 - 4. 役職員は、危機が発生した場合には、在館者や近隣住民等に対して必要な情報提供等を行うものとする。
 - 5. 会長は、本連盟における危機管理を総括し、本連盟の危機管理体制の充実を図るものとする。
 - 6. 副会長は、会長を補佐し、本連盟の危機管理体制の充実を図るものとする。
 - 7. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の危機管理業務を掌理するとともに、他の役員等と危機管理に関する措置について必要な調整を行い、本連盟の危機管理体制の整備・充実を図るものとする。
 - 8. 常務理事は、当該所管における危機管理を総括し、本連盟の危機管理体制の充実を図るものとする。
 - 9. 理事は、常務理事を補佐し、当該所管における危機管理体制の充実を図るものとする。

【危機の通報等】

- 第5条 職員は、危機が発生し又は発生する恐れがあることを発見したときは、直ちに事務局長に通報しなければならない。
 - 2. 事務局長は、前項の通報を受けたとき又は自ら危機の発生若しくは発生する恐れがあることを発見したときは、直ちに会長及び関係役員等に通報しなければならない。
 - 3. 役員は、危機が発生し又は発生する恐れがあることを発見したときは、直ちに会長、専務理事、常務理事、事、事務局長等に通報しなければならない。
 - 4. 会長は、前各項の通報を受けたとき又は自ら危機の発生若しくは発生する恐れがあることを発見したときは、危機の内容に応じ、内閣府及び関係機関・団体、都道府県ボディビル・フィットネス連盟(以下「関係機関等」という。)へ通報または通報の指示を行い、当該危機に対処するものとする。

【危機管理対策本部】

- 第6条 本連盟に危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を 置く
 - 2. 本部長は、会長をもって充てる。
 - 3. 副本部長は、副会長をもって充てる。
 - 4. 本部員(以下「本部員」という。)は、専務理事、常務理事をもって充てる。
 - 5. 本部長は、必要と認めるときは、前項に規定する本部員の他に、本部員を指名することができる。

【危機レベルの決定】

第7条 会長は、本連盟において発生し又は発生する恐れがある危機について、その状況及び対応の態勢に応じて、次の表に掲げる区分(以下「危機レベル」という。)のいずれかに決定するものとする。

区分	危機の状況	対応の態勢
レベル1		原則として関係する役職員において対応す
	囲が特定の所管業務にとどまる災害及び事	るもの
	故等	
レベル2		対策本部での総合調整の下に主として関係
	囲が複数の所管業務にわたる重大な災害及	する役職員が対応するもの
	び事故等	
レベル3	役職員等への影響が非常に大きく、その範	
	囲が本連盟全体にわたる甚大な災害及び事	るもの
	故等	

2. 会長は、危機の状況の推移等に応じて必要があるときは、前項により決定した危機レベルの変更を行うものとする。

【対策本部の設置】

- 第8条 会長は、危機レベルをレベル2又はレベル3に決定したときは、速やかに対策本部を設置するものとする。
 - 2. 対策本部は、本連盟事務所内に設置する。ただし、本連盟事務所内に設置することが困難な場合には、本連盟事務所以外に置くことができる。

【対策本部の職務】

第9条 対策本部は、次に掲げる業務をつかさどる。

- ① 対策本部の運営に関すること
- ② 危機に係る対応方針の決定及び対策の指示に関すること
- ③ 危機に係る情報の収集、整理、分析及び伝達に関すること
- ④ 危機に係る内閣府及び関係機関等との連絡調整に関すること
- ⑤ 危機に係る内閣府及び関係機関等との相互支援に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるものの他、危機に係るその他本部長が必要と認める事項に関すること
- 2. 対策本部は、緊急性の高い危機に対処する場合に限り、本連盟の諸規程等により定められた所定の手続きを省略することができる。この場合において、本部長は、事案対処の終了後に、理事会等へ報告しなければならない。

【対策本部の本部長等】

第10条 本部長は、対策本部の事務を総括し、副本部長、本部員を指揮監督する。

- 2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序に基づき、その職務を代理する。
- 3. 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4. 本部員のうち、専務理事は本部員を総括する。
- 5. 本部員は、前条に掲げる業務を遂行するにあたり相互に協力し、他の本部員と緊密な連携の下に災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

【事務局】

第11条 対策本部に事務局を置くものとする。

- 2. 対策本部の事務局は、本連盟の事務局長及び本部長が必要と認める職員で構成する。
- 3. 対策本部に関する事務は、事務局長が総括する。
- 4. 事務局長に事故があるとき又は欠けるときは、職員が職務を代理する。
- 5. 対策本部の事務局は、前条に規定する事項に基づき、対策本部の庶務に関する事項の他、事務を分掌する。
- 対策本部の事務局は、危機管理対策に係る事務が的確かつ円滑に行われるよう努める。

【事後措置】

第12条 会長は、危機の収束後、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ① 危機により生じた役職員等の不安の解消及び安心の回復に努めること
- ② 本連盟内の施設及びライフラインに被害が生じた場合は、関係機関等と連携し、早急な復旧に 努めること
- ③ 事業活動の安定化に努めること
- ④ 発生した危機の対応状況を検証し、再発防止措置を講じること
- ⑤ 危機の対応に関する記録の総括を行うこと

⑥ 前各号に掲げる事項のほか、会長が必要と認めること

【危機管理基本計画】

第13条 会長は、この規程に基づく危機管理基本計画を作成し、役職員に周知するとともに、その共有に努めなければならない。

2. 危機管理基本計画は、適宜その内容を更新するものとする。

【対策本部の解散】

第14条 対策本部の解散は、危機の状況に応じて会長が決定する。

【その他の事項】

第15条 前各条に定めるものの他、危機管理に関して必要な事項は会長が別に定める。

【附 則】

第16条 本規程は、平成28年3月13日から施行する。

罰 程 規

【目的】

第1条

本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の定款に定める目的達 成と事業を円滑に進め、組織の調和と発展を図るとともに、会員の責任感を深め本連盟の社会的信頼を 高めるために定めるものである。

【表彰】

第2条

次の各号のいずれかに該当する者に対して表彰を行う。

- (1) 永年にわたりボディビルの発展に貢献した者
- (2) 地方連盟の発展に実績をおさめた者
- (3) 優れた識見によって本連盟の発展と運営に貢献した者

【表彰の種類】

第3条

表彰の種類は、功労賞と特別功労賞とする。

- (1) 功 労 賞・・・・・・下部組織の推薦を本連盟が審議して決定する。
- 特別功労賞・・・・・・本連盟の推薦によりおこなう。
- (3) ボディビル栄誉賞・・原則として特別功労賞の受賞者の中から本連盟の推薦により行う。
- 2. 表彰は、日本ボディビル選手権大会に於いて行う。但し、特別な事情があるときは、同大会以外におい ても行うことができる。

【処 分】

第4条

会員が、本連盟の名誉を傷つけ、又は次の各号の一に該当するときは、処分を行うことができる。

- (1) 連盟の規律を乱す行為
- 会員たる品位をけがす行為
- (3) 総会、理事会の決定にそむく行為

【処分の種類及び決定】

第5条

処分の種類は、次のとおりとする。

- 厳重注意・・・・・会長の権限において行う。始末書を本連盟に提出。
- 資格停止・・・・・理事会の議決を経て行う。本連盟の全ての役職及び認定・登録の停止。 処分の期間は1年以上とし、解除は理事会の承認を経て行う。
- (3)除 名・・・・・総会の議決を経て行う。下部組織を含む全ての役職、及び認定・登録を取り 消す。
- 前項(2)により資格の停止を受けた会員が、当該資格に基づいて本連盟に、登録費その他の費用を支払 2. うべき場合には、資格の停止を受けている期間は、本連盟はその請求をしない。

【附則】

第6条

本規程は、平成14年10月12日より施行する。

本規程は、平成26年6月15日改定

倫理規程

【規程制定の目的】

第1条 公益社団法人日本ボディビル・フィトネス連盟(以下「本連盟」という。)は、我が国におけるボディビル・フィトネスを統轄且つ代表する団体として、ボディビル、フィットネス競技の普及・振興という公益目的のために事業展開を行う。その運営に当たっては、厳正な倫理に則り、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に基づき、その社会的使命を果たしていくために必要な、事項を定めることを目的とする。

【適用の範囲】

- 第2条 この規程は、本連盟及び都道府県ボディビル・フィトネス連盟並びに本連盟が認定した関連団体に所属する以下の者について適用する。
 - (1) 本連盟役員、委員、職員
 - (2) 選手登録競技者及びその帯同者
 - (3) 公認審査員
 - (4) 公認指導員(指導員・コーチを含む))
 - (5) 競技大会及び講習会の運営関係者
 - (6) 本連盟及び本連盟に属する都道府県連盟及び地域同好、社会人団体に属する者

【使命及び社会的責任】

第3条 本連盟は、その設立目的に従い広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの 期待に相応しい事業運営に当たり常に公正かつ誠実に社会的信用の維持・向上に努めなければならな い。

【法令等の遵守】

第4条 本連盟は、関連法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に 悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

【人道に反する行為】

- 第5条 人道に反する行為については、各事業運営を管理する者はその予防を徹底し、違反した者に対しては厳正な措置をとるものとする。また、役員、監督、コーチ、審判員、指導者及び競技者は、互いに相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めるものとする。
 - (1) 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等
 - ① 組織の運営又はボディビル・フィトネスを指導する際に生じた意見の相違などについては、相手の人格を尊重し、話し合いによる解決を図るものとする。
 - ② 競技を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為(直接的暴力暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずるものとする。
 - (2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメント
 - ① 性的言動、表現によって不快感を持たせることは、厳に慎むこととする。
 - ② 指導技法の一環や、親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることを認識する。
 - ③ 本人にその意図がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識する。
 - ④ 性的言動、表現によって不快な感情を与えられた場合には、相手に対して不快であることを意思表示する。 無視した場合に不利益になることがあってはならないが、明確な意思表示をすることで、事後に生じ得る問題を避けることができる。
 - (3) ドーピング行為及び薬物乱用

監督・コーチ等指導的立場にある者や登録競技者等は「日本ドーピング防止規定を遵守するものとし、これに違反した時には厳正な措置をとるものとする。

【経理の適正処理】

第6条 経理処理について

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助・助成の目的及び経理規則等を遵守の上、決して他の目的に流用することのないよう適正な経理処理を行う。
- (2) 経理処理については、不法・不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、少数の担当役員・職員に任せきりにするのではなく、内部牽制が有効に行われる組織化を図ることとする。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにする。
- 2. 以下に記す行為が認められた場合は厳正な措置をとるものとする。
 - (1) 組織内外の金銭の横領。
 - (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供。

- (3) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる贈収賄行為。
- (4) 組織内・外における施設、用器具等の利用や購入などに関わる談合行為。

【利益相反の防止と開示】

第7条 本連盟役員、委員、職員は、その職務の執行に際し、本連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、 直ちにその事実を開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

【各種大会の主催者推薦選手及び代表選手の選出】

第8条 各種大会における主催者推薦及び代表選手の選出にあたっては、事前に公表された選考基準及び選考方法により公平かつ透明性のある選考を行う。また、選考結果に対して質問や抗議があった場合には、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

【一般社会人としての社会規範】

第9条 前条までに記された事項以外においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識し、責任ある公 益法人としての組織運営に努めるものとする。

【運用】

- 第10条 違法行為やこの規程に反する行為が行われた場合、もしくはこれら行為を発見した場合には、本連盟に 設置されたコンプライアンス委員会の通報窓口に通報しなければならない。
 - 2. 本連盟は、コンプライアンス委員会の中に、その通報窓口を置くものとする。
 - 3. コンプライアンス委員会は通報又は報告を受けた後、速やかに調査又は審査を行いその結果を理事会に報告をする。報告を受けた理事会は必要あるときは 理事会の決議に基づき、倫理委員会を設置し必要措置をとるものとする。
 - 4. 倫理委員会の構成は、本連盟で選任されたコンプライアンス委員長並びに当委員及び運営会議委員(会長、副会長、専務理事、常務理事)と会長指名者とする。

【規程の改廃】

第11条 この規程の制定及び改廃は、理事会の議決を経て行う。

【附則】

第12条 本規程は、平成25年10月14日から施行する。 本規程は、平成28年3月13日改定

寄附金等取扱規程

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

【定義等】

第2条

- この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ② 特定寄附金 広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する 寄附金
 - ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から特別に受領する寄附金
- 2. この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

【一般寄附金の募集】

第3条 本連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。

2. 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとて募集しなければならない。

【特定寄附金の募集】

- 第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募集寄附金の資金使途、その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。
 - 2. 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額を、定款第4条の公益目的事業に使用することとして資金使途を定めなければならない。

【募金目論見書の交付等】

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは交付を省略することができる。

【受領書等の交付】

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に交付するものとする。

2. 前項の受領書には、公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

【特定寄附金に係る結果の報告】

- 第7条 本連盟は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
 - 2. 本連盟は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支計算書及び当該支出の概要などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

【特別寄附金】

第8条 本連盟は、特別寄附金を受領することができる。

- 2. 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3. 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、本連盟が著しく資金負担が生じる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、法令に抵触する場合、本連盟の業務遂行上支障があると認められる場合、及び本連盟が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

【情報公開】

第9条 この規程により受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及びホームページへの公開を含む閲 覧等の措置を講ずるものとする。

【個人情報保護】

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

【改 廃】

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

【附 則】

第12条 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

事務所掌規程

【目的】

第1条

この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という。)の事務を処理するために必要な組織、職員の職責、事案の決定等に関する事項を定め、責任の明確化及び事務執行の能率化を図ることを目的とする。

【組織及び所掌事務】

第2条 本連盟に事務局を置き、事務局の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 理事会及び社員総会に関すること。
- (2) 執行部会議に関すること。
- (3) 定款及び諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (5) 文書の審査、収受、配布、発送及び保存に関すること。
- (6) 事業計画、予算、事業報告、決算及び会計に関すること。
- (7) 資金計画及び資金管理に関すること。
- (8) 財産の管理及び処分に関すること。
- (9) 物品の買入れ、その他契約に関すること。
- (10) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (11) 各講習会の運営に関すること。
- (12) 出版、調査に関すること。
- (13) 地方連盟との連絡調整に関すること。
- (14) 表彰候補者の選定に関すること。
- (15) 内閣府、JOC及びJSCとの連絡調整その他管理運営全般に関すること。

【職員の配置及び職務】

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2. 前項の職員の任免は会長が行う。
- 3. 専務理事は必要に応じ事務局に臨時職員を置くことができる。
- 4. 事務局長は、会長の命を受け、部下職員を指揮監督し、本連盟の事務を統括する。
- 5. 一般職員は、上司の命を受け、担任の事務又は業務に従事する。

【事案の決定】

- 第4条 事案の決定は、社員総会若しくは理事会が議決すべきものを除くほか、当該決定の重要性に応じ、会長 及び事務局長の職にある職員が行うものとする。
 - 2. 前項の規定に基づき、会長及び事務局長の職にある職員の決定すべき事案は、専決事項規則 別表1 -1、及び別表1-2のとおりとする。
 - 3. 事案を決定する者(以下「決定権者」という。)が不在で、当該事案について至急に決定する必要がある場合は、決定権者があらかじめ指定する者が決定するものとする。ただし特に重要 な事案については、真にやむを得ない場合に限る。
 - 4. 決定権者が代決者を指名していないときは、会長の代決者を専務理事、専務理事の代決者を常務理 事、常務理事の代決者を事務局長とする。
 - 重要な事案に関して代決を行った場合は、代決者は速やかに決定権者の承認を得なければならない。

【起案の方法】

第5条 起案の方法その他起案文書の処理については、別に定めるところによる。

【附則】

第6条 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

監事監査規程

第1章 総 則

【目的】

第1条

本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

【基本理念】

第2条 監事は、本連盟の機関として、理事と相互信頼のもとに、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本連盟の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

【職能】

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、次の各号に該当する場合には、その旨を速やかに理 事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき
- 2. 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第2章 監査の実施

【監査計画】

第4条 監事は、監査の実施日時及び監査事項について、監事間の協議により作成する。

【監事事項】

第5条 監事は、監査事項について、監査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第3章 会議への出席

【理事会及び会議への出席】

第6条 監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができ

2. 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第4章 理事会の招集請求

【理事会の招集請求】

第7条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反する おそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、事項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。 なお、その後一定期間内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

第5章 報告義務及び意見陳述

【社員総会に対する報告義務】

第8条 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類に法令及び定款に違反する事項や著しく不当な事項が あると認めるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

【監事の選任等についての意見陳述】

第9条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

【理事の報酬等についての意見陳述】

第10条 監事は、社員総会において、理事の報酬等についての意見を述べることができる。

【会計方針等に関する意見】

第11条 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

【社員総会に対する報告義務】

第12条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行 為をするおそれがある場合において、これにより当法人に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理 事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第6章 計算書類の監査

【計算書類等の監査】

第13条 監事は、各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領しこれらの書類について監査する。

第7章 監査の報告

【監査報告書】

- 第14条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
 - 2. 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
 - 3. 監事は前項の監査報告書を、代表理事に提出する。

第8章 雑 則

【監査補助者】

第15条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

【改正措置】

第16条 本規程の改正は、監事の合意により行い、理事会に報告する。

【附 則】

第17条 本規程は、平成23年3月26日より施行する。

職員退職一時金支給規程

【総 則】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)職員の退職一時金に 関しての必要な事項を定める。

【適用の範囲】

第2条 職員退職一時金の支給は、就業規則第2条【職員の定義】に該当する職員が退職した場合、理事会の 決議を経て支給することができる。

【退職一時金の支給額】

第3条 職員退職一時金の支給額は、理事会で承認をした額を支給することができる。

2. 支給額は、退職時の給与月額総額の6か月分までを上限とし、本連盟の財政状態によっては分割で支給できるものとする。支給の対象となる勤続年数等は別途細則で定める。

【支給時期】

第4条 退職一時金は、引継ぎ事項が完全に終了し、理事会の決議後1ヵ月以内に支払う。

【改 廃】

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

【附則】

第6条 本規程は、平成23年6月5日から施行する。

本規程は、平成24年3月18日改定

役員の報酬等に関する規程

【目的及び意義】

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という。)定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

【定義等】

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

【報酬等の支給】

第3条 本連盟は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2. 役員には、別表 I の役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3. 役員には、一会議出席の謝金として、別表Ⅱに定めた通り支給する。
- 4. 役員等に対して、本連盟より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する諸謝金規程に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 5. 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

【定例報酬の額の決定】

第4条 本連盟の常勤役員の定例報酬月額は、別表 I の役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、社員総会の決議を経て、決定する。

【定例報酬の支給】

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員 を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

【退職慰労金】

- 第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
 - 2. 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、社員総会の決議を経て決定する。ただし、この算定の基礎となる在職期間は当初就任日より起算して4年間を上限とする。

【費用】

第7条 本連盟は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

【公表】

第8条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項 に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

【改正】

第9条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

【補則】

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表 I)役員俸給表(単位:円)

<u> </u>	/		
号俸	月額	号俸	月額
1	30,000	6	250,000
2	50,000	7	300,000
3	100,000	8	400,000
4	150,000	9	500,000
5	200,000	10	600,000

(別表Ⅱ) 役員の会議出席謝金表 (単位:円)

理事会	
理 事(学識正会員) (定款第5条1項1号③の者)	10,000円/一会議
理 事(正会員) (定款第5条1項1号①及び②の者)	5,000円/一会議
運営会議	
理事	5,000円/一会議

給与規程

第1章 総 則

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の就業規則に基づいて職員の給与に関する事項を定めたものである。

【給与体系】

第2条 賃金の体系は、次のとおりとする。

- 基本給
- · 諸 手 当 役付手当·住宅手当·家族手当·通勤手当·調整給
- · 割增賃金 時間外労働割増賃金·休日労働割増賃金·深夜労働割増賃金

【賃金締切日および支払日】

第3条 賃金は月末までを計算し、当月翌月10日(その日が休日の時はその前日)に支払う。

【賃金の計算】

- 第4条 遅刻・早退・欠勤などにより、所定の労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する賃金を支給しない。
 - 2. 前項の場合において、休業した計算は当該賃金締切期間の末日において計算し30分を単位として算出する。
 - 3. 賃金締切期間の中途において入職または退職した者の当該締切期間の賃金は勤務した時間に対して支給する。

【賃金の支払方法】

第5条 賃金は、職員に対し通貨にて支払う。

- 2. 前条の規程にかかわらず、次に掲げるものは賃金から控除するものとする。
 - (1) 給与所得税
 - (2) 健康保険料・介護保険料の被保険者負担分
 - (3) 雇用保険料の被保険者負担分
 - (4) 厚生年金保険料の被保険者負担分
 - (5) その他、職員の代表者と書面による控除協定にもとづくもの

第2章 基 本 給

【基本給】

第6条 基本給は、本人の年齢・学歴・能力・経験・従事する職種または職務を総合勘案して決定する。

【昇 給】

第7条 昇給は原則として、基本給について毎年4月に技能・勤務成績を勘案して行う。

第3章 諸 手 当

【役付手当】

第8条 役付手当は、役職に任命された者に対し、月額で支給する。支給額は、別表(手当)による。

【住宅手当】

第9条 住宅手当は、次の区分により月額で支給する。支給額は、別表(手当)による。

- (1) 扶養家族のある者
- (2) 独身者

【家族手当】

第10条 家族手当は、次の区分により月額で支給する。支給額は、別表(手当)による。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳未満の実子
- (3) 60歳以上の父母

【通勤手当】

第11条 通勤手当は、通勤に要する費用額を全額支給する。

【調整給】

第12条 調整給は、ベースアップによる諸手当増額改定以外の調整額をいう。

第4章 割增賃金

【時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当】

第13条 法定労働時間外または法定外の休日に勤務した場合は時間外勤務手当、法定の休日に勤務した場合は休日手当、深夜(22時から5時まで)において勤務した場合は、深夜勤務手当をそれぞれ次の計算により支給する。

基準内	時間外勤務手当	×1. 25×時間外勤務時間数
手 当	時間外勤務手当	人1.23人时间外到伤时间数
基準内	休日勤務手当	×1. 35×休日勤務時間数
手 当	1ヶ月の平均所定実労働時間	人1.33人怀日勤伤时间数
基準内	深夜勤務手当	×1. 25×深夜勤務時間数
手 当	1ヶ月の平均所定実労働時間	~1.20~休仪到伤时间数

- 2. 前項の基準内手当は、基本給の合計額とする。
- 3. 1ヶ月の平均所定実労働時間は次のように算定する。

___(365日 - 年間定休日日数) × 7時間 ___ 12ヶ月

- 4. 時間外労働が深夜にわたる場合には50%の、または、休日労働が深夜にわたる場合には、60%の割増賃金を支払う。
- 5. 計算の結果10円未満は10円に切り上げる。

第5章 賞 与

【賞与の査定期間】

第14条 賞与の査定期間は、次のとおりとする。

上期 前年12月1日より当年5月31日まで 下期 当年6月1日より当年11月30日まで

【支給日】

第15条 賞与の支給は、原則として毎年2回、6月および12月に支給する。

【受給資格】

第16条 受給資格者は、2ヶ月以上在籍し、支給日当日の在籍者とする。但し、本連盟の業績の著しい低下やその他やも得ない事由がある場合は、支給時期を延長し、または支給しないことがある。

【賞与の査定】

第17条 前項の賞与の額は、当連盟の業績および職員の勤務成績などを考慮して決定する。 別表

手当一1	役	付	手	当
	職位			支
	+ 34 U F			

職 位	支給額(月)
事務局長	50,000円
参 事	40,000円
課長	30,000円
係長	10,000円

手当-2 住宅手当

支給区分	支給額(月)		
扶養家族のある者	20,000円		
独 身 者	10,000円		

手当-2 家族手当

支給区分	支給額(月)
配偶者	10,000円
18歳未満の子女	一人につき
60歳以上の父母	3,000円

【附 則】

この規程は、平成22年3月14日から施行する。 この規程は、平成25年10月13日改定 この規程は、平成26年3月2日改定 第18条

諸費用規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の諸費用について定めるものである。

【諸費用】

第2条 本連盟と加盟組織の諸費用は、次のとおりである。

	加盟費(再	[登録を含む]	年間登	《 禄 春	受験料	認定料
	本連盟	加盟組織	本連盟	加盟組織	本連盟	本連盟
地 方 連 盟	30,000円	74 1111/111/11/11	20,000円	7314 1111 / 111 / 1490	711 22 1111	71 2 1111
社会人連盟	33,000,7		20,000円			
地区市町村連盟			5,000円	5,000円		
学 生 連 盟			5,000円			
理事			10,000円			
正 会 員			5,000円			
	30,000円	20,000円	15,000円	15,000円		
同 好 会	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円		
社 会 人 ク ラ ブ 学 生 ク ラ ブ	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円		
学生クラブ	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円		
選手	1,000円	1,000円	3,000円	1,000円		
選 手(社会人)	1,000円	1,000円	3,000円	1,000円		場合は、社会人
(同時登録)(地方)	1,000 1	1,000円	1,000円	1,000円	と地方の双方に	_登録書を提出
ボディビル個人選手			9,000円	11,000円		
フィットネス個人選手			8,000円			
限定選手			2,000円			
高校 生選手			1,000円	任意		
プロ選手	10,000円		10,000円			
国際審査員			5,000円			国際連盟へ
ボアジア審査員			5,000円			アシア連盟へ
デ一級審査員			5,000円		5,000円	5,000円
イニ級審査員			3,000円		3,000円	
ビ三級審査員			2,000円		2,000円	3,000円
			ス審査員講習			
	・医徴収しない。	但し、認定料1約	及5,000円、2級4	4,000円、3級3,		
フィー級審査員			5,000円		5,000円	5,000円
ト 二級審査員 二級審査員			3,000円		3,000円	4,000円
ネス三級審査員			2,000円		2,000円	3,000円
審査集計員			2,000円		3,000円	(認定講習料)
競技運営員			2,000円		3,000円	(認定講習料)
一級·二級指導員			3,000円		5,000円	5,000円
旧指導員			3,000円			

- 2. 全国高校生大会だけの出場は高校生選手登録1,000円を日本連盟へ支払い出場できる。地方大会出 場選手は、地方連盟に1,000円の高校生選手登録を行う。尚、全国高校生大会だけの出場選手は公認ク ラブの在籍を義務付けない。
- 3. 日本ジュニア大会だけの出場希望選手の選手登録費は、2,000円を日本連盟へ支払う。また、地方大会出場希望選手は、一般選手登録を行えば、日本ジュニア大会への出場もできる。尚、日本ジュニア大会だけの出場希望選手は公認クラブの在籍を義務付けない。
- 4. オープン大会に出場するJBBF選手登録以外の選手は、地方連盟経由で2,000円を日本連盟に支払う。 地方連盟は別に限定選手登録費、参加費(任意)を徴収することが出きる。その際、選手登録申込書(限 定登録用)の原本を日本連盟へ提出する。
- 5. 全国高校生大会に出場した地方連盟登録選手が卒業後に県連登録をする場合は継続扱いとする。

【個人選手】

第3条 ボディビル個人選手は全てのカテゴリーに登録できるが、フィットネス個人選手は、ミスフィットネス・メンズフィットネス・ミスボディフィットネス・フィットネスビキニ・メンズフィジーク競技に登録できる。

【納入期日】

第4条 諸費用の納入期日は以下のとおりとする。

- (1) 地方連盟・社会人連盟 4月末日迄に年間登録費を本連盟事務局に納入する。
- (2) クラブ・同好会・社会人クラブ・学生クラブ 3月末日迄に年間登録費を所属連盟に納入し、所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。
- (3) 選手

加盟費・再登録費・年間登録費は、特別な理由を除いて3月末日迄に所属連盟に納入する。所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。

(4) 審査員・指導員

継続は、4月末日迄に年間登録費を本連盟事務局に納入する。但し、所属連盟を経由する場合は 3月末日迄に所属連盟に納入し、所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。

【資格の喪失】

第5条 前条の諸費用を定められた期日までに納入しない場合は、その資格を停止するものとする。

【附則】

第6条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成6年3月6日改定

本規程は、平成7年3月5日改定

本規程は、平成8年3月3日改定

本規程は、平成18年3月5日改定

本規程は、平成18年6月3日改定

本規程は、平成19年10月7日改定

本規程は、平成20年6月15日改定

本規程は、平成21年3月1日改定

本規程は、平成21年6月7日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成23年3月26日改定

本規程は、平成25年10月13日改定

本規程は、平成26年3月2日改定

本規程は、平成28年3月13日改定

諸謝金規程

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の諸謝金について定めるものである。

【会議】

第2条

会議に出席した場合の謝金は以下のとおりとする。

(1) 理事会

(2)

連盟外より依頼した学識理事一会議につき10,000円連盟内より選出された理事一会議につき5,000円執行部会(会長承認会議)一会議につき5,000円専門委員会(会長承認会議)一会議につき3,000円

(4) 会長は、会議または事業の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。

【国際大会派遣】

第3条 国際大会派遣における謝金は以下のとおりとする。

(1) 会長に於いては業務に係る日程(源泉所得税込) —日につき 20,000円 (2) 監督・コーチに於いては実働日(源泉所得税込) —日につき 10,000円

【本連盟主催大会派遣】

第4条 本連盟主催大会派遣及び打合せにおける謝金は以下のとおりとする。

(1) 審査員(源泉所得税込)一日につき10,000円(2) 審査集計員(源泉所得税込)一日につき10,000円(3) 競技運営員(源泉所得税込)一日につき10,000円(4) 大会運営委員(最少人数)一日につき5,000円

(5) 会長は主催大会の役割の重要度に応じて別途謝金を定めることができる。

【講習会】

第5条

講習会における謝金は以下のとおりとする。

(1) 講師(源泉所得税込)講義30分につき 11,137円(2) 役員一日につき 10,000円

(3) 講習会企画責任者への謝金は、会長が別途定める。(源泉所得税込)

【マスコミ出演】

第6条 本連盟所属選手がマスコミ等に出演・協力した場合の謝金は、受取額の80%を支払う。(源泉所得税込)

【専門委員会活動費】

第7条 大会実行委員の活動費・大会打合せについては、重要度に応じて会長が別途謝金を定めることが出来る。

【附則】

第8条 本規程は、平成18年6月3日より施行する。

本規程は、平成21年6月7日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成23年3月26日改定

本規程は、平成25年10月13日改定

本規程は、平成29年3月12日改定

地方連盟規約

○○○ボディビル・フィットネス連盟規約

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この連盟は、○○○ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)と称する。

【事務所】

第2条 本連盟は、事務所を

に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第3条 本連盟は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「日本連盟」という)の下部組織として、 ○○○におけるボディビル界を代表する団体としてボディビルの普及発展を図るとともに、日本連盟の目 的及び事業に全面的な協力を行うボディビル競技の統轄団体として○○○民の心身の健全な発展に寄 与することを目的とする。

【事業】

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボディビルの普及及び指導並びに振興
- (2) ボディビル指導者の育成及び指導
- (3) ボディビル競技の○○○選手権大会及びその他の競技会の開催
- (4) ○○○のボディビル界を代表して日本連盟へ加盟し、下部組織になる
- (5) 加盟するクラブの強化発展及び相互連携並びに融和
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

【組織】

第5条 本連盟は、○○○内で運営され本連盟に正加盟するクラブの代表者及び有識者をもって理事会を組織する。但し、有識者の人数はクラブ代表者の人数を上回ってはならない。

【加盟】

第6条 加盟しようとするクラブは、加盟申請書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 本連盟に加盟したクラブは、加盟後すみやかに所定の手続きを行い、日本連盟の理事会の承認を得て、日本連盟に加盟しなければならない。

【脱 退】

第7条 クラブが脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を理事長に提出しなければならない。

【除名】

第8条 クラブが次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、日本連盟理事会の承認により、これを 除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟クラブとしての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役 員

【役 員】

第9条 本連盟は、下記の役員を置くことができる。

- ① 会 長 ② 副 会 長 ③ 顧 問 ④ 相 談 役 ⑤ 参
- ⑥ 理 事 長 7 副理事長 8 常任理事 9 理 事 10 監 事

与

【役員の選任】

第10条 役員は理事会で選任する。

【役員の職務】

第11条 会長は、本連盟を代表する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3. 理事長は、本連盟の業務を総理し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務及び理事会の議決した事項の処理を分担する。副理事長は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名し理事会において承認された順序により、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 5. 顧問及び相談役並びに参与は、理事会において推薦し会長が委嘱する。
- 6. 顧問及び相談役並びに参与は、重要事項について会長及び理事長並びに理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

【監事の職務】

第12条 監事は、本連盟の会計を監査する。

【役員の任期】

第13条 本連盟の役員の任期は、2年とし、改選期は日本連盟に準じ再任を妨げない。

- 2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

【役員の解任】

第14条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の決議により、理事長がこれを解 任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 会 議

【理事会の招集等】

- 第15条 理事会は毎年2回以上理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の 1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があっ た日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 2. 理事会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
 - 3. 理事会の議長は、理事長とする。

【理事会の決議事項】

第16条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他本連盟の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

【理事会の定足数等】

- 第17条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。 但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。
 - 2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事への通知】

第18条 理事会の議事の要領及び議決した事項は、全理事に通知する。

【議事録】

第19条 理事会は、議事録を作成し、これを保存する。

第6章 資産及び会計

【資産の構成】

第20条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟費及び会費
- (2) 資産から生じる収入

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 協賛金及び寄附金品
- (5) その他の収入

【資産の管理】

第21条 本連盟の資産は、理事長が管理する。

【事業計画及び収支予算】

第22条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に、日本連盟に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

【収支決算】

第23条 本連盟の収支決算は、理事長が作成し、事業報告と共に、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて 毎会計年度終了後3カ月以内に日本連盟に報告しなければならない。

【会計年度】

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 専門委員会

【専門委員会】

第25条 本連盟は、事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第8章 事 務 局

【事務局】

第26条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

第9章 選手権大会

【参加資格】

第27条 〇〇〇ボディビル選手権大会の参加資格は、〇〇〇に在住又は勤務・通学する者で、本連盟の加盟クラブに原則として6カ月以上在籍し、日本連盟の選手登録を完了している者。

2. 前年度選手権大会に出場した者が他のクラブに移籍して選手権大会に出場する場合は、移籍前のクラブの承諾書を本連盟理事会に提出する。

【審查員】

第28条 〇〇〇ボディビル選手権大会の審査員は、日本連盟の公認審査員資格を有し審査員登録を完了して いる者とする。

【審査結果】

第29条 理事長は、選手権大会終了後1カ月以内に、審査結果内訳一覧表を作成し、全理事に公表するととも に、審査結果内訳一覧表及び選手権大会プログラムを日本連盟審査委員会に提出しなければならない。

第10章 規約の変更

【規約の変更】

第30条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、日本連盟の許可を受けなければ変更することができない。

第11章 附 則

【細則及び規程】

第31条 この規約の施行についての細則及び規程は、理事会の議決を経て別に定める。

【附則】

第32条 本規約は、社団法人日本ボディビル連盟設立の日より施行する。

本規約は、平成9年3月2日改定 本規程は、平成22年3月14日改定 本規程は、平成23年6月5日改定

※ ○○○には地方名を入れる。

地区市町村連盟規約

○○○ボディビル・フィットネス連盟規約

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この連盟は、○○○ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)と称する。

【事務所】

第2条 本連盟は、事務所を

に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第3条 本連盟は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「日本連盟」という)及び◎◎◎ボディビル連盟(以下「◎◎◎連盟」という)の下部組織に登録して、○○○内に於けるボディビルの普及発展を図るとともに、○○○体育協会及び日本連盟並びにその下部組織である◎◎◎連盟の目的及び事業に全面的な協力を行う。

2. ボディビル競技の統轄団体として〇〇〇民の体力向上と生涯スポーツ及び社会文化の健全な発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボディビルの普及及び指導並びに振興
- (2) ボディビル指導者の育成及び指導
- (3) ボディビル競技の○○○選手権大会及びその他の競技会の開催
- (4) ○○○のボディビル界を代表して○○○体育協会及び○○連盟に加盟
- (5) 加盟する組織及び選手の強化発展及び相互連携並びに融和
- (6) ○○○内の生涯スポーツとしてのウエイトトレーニングの普及及び指導並びに振興
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

【組織】

第5条 本連盟は、○○○内で運営する公共及び民営のスポーツ施設及びスポーツ施設に所属する者、並びに 有識者をもって理事会を組織する。

【加盟】

第6条 加盟しようとするスポーツ施設及び選手は、加盟申請書を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

【脱 退】

第7条 スポーツ施設及び選手が脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を事務局に提出しなければならない。

【除 名】

第8条 スポーツ施設及び選手が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟スポーツ施設または選手としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役 員

【役員】

第9条 本連盟は、下記の役員を置くことができる。

- ①会 長 ②副会長 ③顧 問 ④相談役 ⑤参 与
- ⑥ 理 事 長 ⑦ 副理事長 ⑧ 常任理事 ⑨ 理 事 ⑩ 監 事

【役員の選任】

第10条 役員は理事会で選任する。

【役員の職務】

第11条 会長は、本連盟を代表する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3. 理事長は、本連盟の業務を総理し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務及び理事会の議決した事項の処理を分担する。副理事長は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名し理事会において承認された順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5. 顧問及び相談役並びに参与は、理事会において推薦し会長が委嘱する。
- 6. 顧問及び相談役並びに参与は、重要事項について会長及び理事長並びに理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

【監事の職務】

第12条 監事は、本連盟の会計を監査する。

【役員の任期】

第13条 本連盟の役員の任期は、2年とし、改選期は○○○体育協会又は日本連盟に準じ再任を妨げない。

- 2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

【役員の解任】

第14条 役員は、次の各号の一に該当するとき、理事現在数の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任 することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第5章 会 議

【理事会の招集等】

第15条 理事会は毎年2回以上理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の 1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、理事長は、その請求があった 日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2. 理事会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面 をもって通知する。
- 3. 理事会の議長は、理事長とする。

【理事会の定足数等】

第16条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。 但 し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところにより成立する。

【理事会の決議事項】

第17条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他本連盟の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

【理事への通知】

第18条 理事会の議事の要領及び議決した事項は、全理事に通知する。

【議事録】

第19条 理事会は、議事録を作成し、これを保存する。

第6章 資産及び会計

【運 営】

第20条 本連盟は、次の収入をもって運営される。

(1) 加盟費及び会費

- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 協賛金及び寄附金品
- (5) その他の収入

【資産の管理】

第21条 本連盟の資産は、会長又は理事長が管理する。

【事業計画及び収支予算】

第22条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会の議決を経てなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

【収支決算】

第23条 本連盟の収支決算は、理事長が作成し、毎会計年度終了後3カ月以内に事業報告と共に、監事の承認 を得て、理事会の承認を得て〇〇〇体育協会及び〇〇連盟に報告しなければならない。

【会計年度】

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 専門委員会

【専門委員会】

第25条 本連盟は、事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第8章 事 務 局

【事務局】

第26条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

第9章 選手権大会

【参加資格】

第27条 本連盟主催大会の参加資格は、〇〇〇に在住又は勤務・通学及び〇〇〇内にあるスポーツ施設の会員で、本連盟の選手登録を完了している者。

2. 本連盟で選手登録をした者が、日本連盟または〇〇連盟の主催大会に出場する場合は、日本連盟の 選手登録を完了しなければならない。

【審查員】

第28条 本連盟主催大会の審査員は、日本連盟の公認審査員資格を有し審査員登録を完了している者とする。

【審查結果】

第29条 理事長は、選手権大会終了後1カ月以内に、審査結果内訳一覧表を作成し、全理事に公表するととも に、審査結果内訳一覧表及び選手権大会プログラムを〇〇〇体育協会及び〇〇連盟に提出しなければ

第10章 規約の変更

【規約の変更】

第30条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、○○○体育協会の許可を 受けなければ変更することができない。変更後は速やかに日本連盟及び○○連盟に報告しなければなら ない。

第11章 附 則

【細則及び規程】

第31条 この規約の施行についての細則及び規程は、理事会の議決を経て別に定める。

【附則】

第32条 本規約は、平成14年10月12日より施行する。

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成23年6月5日改定

- ※ ◎◎◎には上部団体の都道府県名を入れる。
- ※ ○○○には地区名を入れる。体育協会に未加盟の場合は「○○○体育協会」の部分は削除する。

3.26 日本社会人ボディビル・フィットネス連盟規約

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この連盟は、日本社会人ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)と称する。

【事務所】

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本連盟は、社会人クラブの統轄団体として職場内ボディビルの普及発展を図るとともに、公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「日本連盟」という)に加盟する下部組織であり、日本連盟の目的及 び事業に全面協力し、社会人の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 職場内ボディビルの普及及び指導並びに振興
- (2) ボディビル競技の日本社会人選手権大会及びその他の社会人選手権大会の開催
- (3) 我国の社会人ボディビル界を代表して日本連盟へ加盟し、下部組織になる。
- (4) 加盟するクラブの強化発展及び相互連携並びに融和
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

【組織】

第5条 本連盟は、日本連盟の下部組織として、加盟するクラブの代表者及び日本連盟役員並びに有識者をもって理事会を組織する。但し、有識者の人数はクラブ代表者の人数を上回ってはならない。

【加盟】

第6条 本連盟への加盟クラブは、次の二通りとする。

- (1) 正加盟・・・職場内にトレーニング施設を有するクラブ
- (2) 準加盟・・・職場内にトレーニング施設を有しないが日本連盟登録選手を有するクラブ及び職場内 同好会。 但し、地方連盟へ加盟は認めない。
- 2. ボディビルクラブ及び類似するスポーツ施設は加盟することはできない。
- 3. 加盟しようとするクラブは、加盟申請書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 4. 本連盟に加盟したクラブは、加盟後すみやかに所定の手続きを行い、日本連盟の理事会の承認を得て、日本連盟に加盟しなければならない。
- 5. 日本連盟(地方連盟を含む)を除名されたものは本連盟に加盟することはできない。

【脱 退】

第7条 クラブが脱退しようとするときは、理由を付した脱退届を理事長に提出しなければならない。

【除 名】

第8条 クラブが次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、日本連盟理事会の承認により、これを 除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟クラブとしての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役 員

【役員】

第9条 本連盟は、下記の役員を置くことができる。

- ① 会 長 ② 副 会 長 ③ 顧 問 ④ 相 談 役 ⑤ 参 与
- ⑥ 理 事 長 ⑦ 副理事長 ⑧ 常任理事 ⑨ 理 事 ⑩ 監 事

【役員の選任】

第10条 役員は理事会で選任する。

【役員の職務】

第11条 会長は、本連盟を代表する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3. 理事長は、本連盟の業務を総理し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務及び理事会の議決した事項の処理を分担する。副理事長は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名し理事会において承認された順序により、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 5. 顧問及び相談役並びに参与は、理事会において推薦し会長が委嘱する。
- 6. 顧問及び相談役並びに参与は、重要事項について会長及び理事長並びに理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

【監事の職務】

第12条 監事は、本連盟の会計を監査する。

【役員の任期】

第13条 本連盟の役員の任期は、2年とし、改選期は日本連盟に準じ再任を妨げない。

- 2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

【役員の解任】

第14条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の決議により、理事長がこれを解 任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 会 議

【理事会の招集等】

- 第15条 理事会は毎年2回以上理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の 1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があっ た日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 2. 理事会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
 - 3. 理事会の議長は、理事長とする。

【理事会の決議事項】

第16条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 役員の選出
- (4) その他本連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

【理事会の定足数等】

- 第17条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。 但 し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席したものとみなす。
 - 2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事への通知】

第18条 理事会の議事の要領及び議決した事項は、全理事に通知する。

【議事録】

第19条 理事会は議事録を作成し、これを保存する。

第6章 資産及び会計

【資産の構成】

第20条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟費及び登録費
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 協賛金及び寄附金品
- (5) その他の収入

【資産の管理】

第21条 本連盟の資産は、理事長が管理する。

【事業計画及び収支予算】

第22条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始 前に、日本連盟に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とす る。

【収支決算】

第23条 本連盟の収支決算は、理事長が作成し、事業報告と共に、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて 毎会計年度終了後3ヵ月以内に日本連盟に報告しなければならない。

【会計年度】

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事 務 局

【事務局】

第25条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

第8章 選手権大会

【参加資格】

第26条 日本社会人ボディビル選手権大会の参加資格は、本連盟に加盟するクラブの会員で、日本連盟の選手 登録を完了している者とする。

- 2. ボディビルクラブのオーナー及びコーチ等の参加は認められない。
- 3. 本連盟に加盟しているクラブ員の定年後の扱いについては、社会人OBボディビルクラブ規程で運用する。

【審査方法】

第27条 日本社会人ボディビル選手権大会の審査方法は、日本連盟のボディビル選手権大会実施規程の審査 方法に従う。

【審査員】

第28条 日本社会人ボディビル選手権大会の審査員は、日本連盟の公認審査員資格の二級以上を有し審査員 登録を完了している者とする。

【審査結果】

第29条 理事長は、選手権大会終了後1カ月以内に、審査結果内訳一覧表を作成し、全理事に公表するととも に、選手権大会プログラムと共に日本連盟審査委員会に報告しなければならない。

第9章 規約の変更

【規約の変更】

第30条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、日本連盟の許可を受けなければ変更することができない。

第10章 附 則

【細則及び規程】

第31条 この規約の施行についての細則及び規程は、理事会の議決を経て別に定める。

【附則】

本規約は、平成5年3月7日より施行する。 第32条

本規約は、平成8年6月2日改定 本規約は、平成9年3月2日改定

本規約は、平成16年6月5日改定

本規約は、平成23年6月5日改定

本規程は、平成25年10月13日改定